

第3章 事業計画

施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

施策項目① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

現状と課題

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。

国際社会においては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほか、G7、G20をはじめ、様々な国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等の観点からあらゆる政策や制度に反映する「ジェンダー主流化」の重要性が共有され、諸外国において意思決定への女性の参画拡大が重要課題として急速に進められています。

国においても、第5次男女共同参画基本計画において「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標を掲げ、取組を進めてきており、本県においても、県職場における女性管理職の登用促進などの取組を進めてきました。

その結果、本県における女性管理職数や県内事業所における女性管理職（課長担当職以上）の割合は着実に増加（R5：15.0%）しておりますが、「指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という国の目標値には未だ届いておりません。

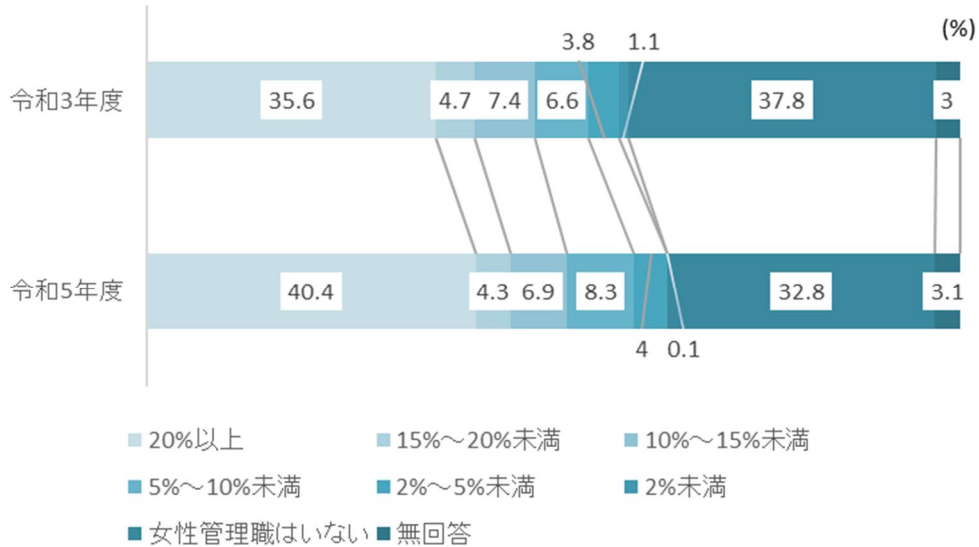
特に、第5次千葉県男女共同参画計画で掲げた「本県の審議会等における女性委員割合」については、40%を令和7年度までの目標として掲げていましたが、令和7年4月1日現在で30.7%であり、全国的に見ても47都道府県中46位と、極めて低い状況となっています。

また、政治分野における男女共同参画については、令和5年4月に実施された千葉県議会議員選挙をみると、候補者137名のうち、女性候補者は22名（16.1%）と

なっており、まだまだ女性の政治参画が進んでいない状況となっています。

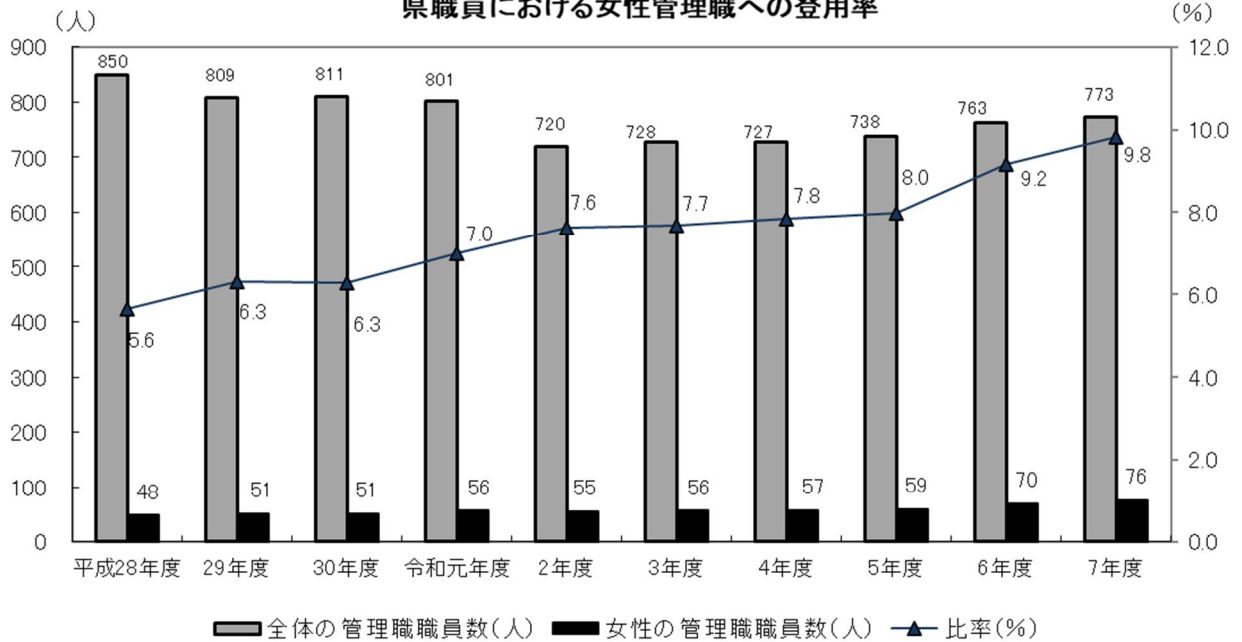
このような状況を踏まえ、政治・行政・民間の各分野における女性の参画状況を把握し、各分野における取組を着実に進めるなど、引き続き、政策・方針決定過程において男女が共同して参画する機会が確保されるように取組を進めていく必要があります。

県内事業所における女性管理職割合



出典: 千葉県雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」

県職員における女性管理職への登用率



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

出典: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
1	県の審議会等における女性委員割合	30.7% (R7)	40.0% (R12)
2	県庁の女性管理職の割合 ※知事部局、公営企業、議会事務局、行政委員会における 管理職（本庁課長級以上）のうち、女性が占める割合	14.1% (R7)	20.0% (R11)
3	事業所における女性管理職の割合	15.0% (R5)	24.0% (R12)
4	公立学校の女性管理職の割合	校長：22.0% 副校長・教頭： 21.3% (R6)	校長：26.0% 副校長・教頭：30.0% (R11)

施策の基本的な方向 1

政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に民意をより一層反映させる観点から重要です。そのため、政治分野へ女性が参画することの重要性を普及・啓発します。

また、政策決定過程に参画する女性が増えると、県が抱える課題について、多様な視点から考えることにつながり、課題の解消に向けた取組が進むことが期待されます。そのため、審議会等の委員に女性が登用されるよう取り組むとともに、県職場における女性管理職員の登用推進を図ります。

施策 1 女性議員を増やすための意識啓発

政治分野への女性の参画の重要性について、県民の関心と理解が深まるよう、情報発信を行います。

- 男女共同参画に関する広報・啓発（再掲） （多様性社会推進課）

施策 2 県が設置する審議会等への女性登用促進

県の審議会等への委員の委嘱に際し、多様性社会推進課と審議会所管課が事前協議を行うとともに、幅広い分野の女性人材情報をまとめた女性人材リストの積極的な活用を促すなど、審議会等委員への女性登用を促進します。

- 県が設置する審議会等への女性登用促進 (多様性社会推進課)
- 県の女性人材リストの充実や積極的な活用促進 (多様性社会推進課)

施策3 県職場における女性職員及び女性管理職の登用推進

県職場における政策決定過程において、女性の参画が一層進むよう、職員の意欲、能力、実績を十分に考慮し、性別の区別なく、適材適所を基本に登用を図ります。

また、研修を通じた職員の意識改革やキャリア形成支援に努め、組織の中核となるポストや管理職に積極的に登用するとともに、将来管理職へ成長していく人材を確実に確保するため、役付職員（係長・主査級以上）への登用も推進します。

- 女性職員の登用推進 (人事課)
- 女性警察職員の登用推進 ((警)警務課)

施策の基本的な方向2

民間における方針決定過程における女性の参画の促進

民間における女性の活躍推進は、経済社会にイノベーションをもたらす、持続的な発展を確保する上で不可欠なものであり、男女が社会の対等な構成員として、方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取り組んでいくことが重要です。

そのため、女性の登用や職域拡大が進むよう、男女が共同して参画することのできる職場づくりに取り組んでいる優良事例の周知・広報に取り組むとともに、公立学校等における女性教職員の登用を推進します。

施策1 事業所、団体等における女性登用促進

女性の登用や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、広報することで優良事例を県内へ波及させるなど、県内事業所における男女共同参画の取組を促進します。

あらゆる分野における方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されるとともに、男女の意見が等しく反映されるよう、女性の参画が少ない分野における方針決定過程への女性の登用促進に向けて取り組んでいきます。

- 農業協同組合の女性役員の登用促進 (団体指導課)
- 女性農業委員等の登用促進 (農地・農村振興課)
- 土地改良区の女性理事の登用促進 (耕地課)
- 男女共同参画に先駆的又は積極的に取り組んでいる事業所の表彰 (再掲)
(多様性社会推進課)

施策2 公立学校等における女性教職員の登用推進

教育庁や県内の公立学校等において、職員の意欲・能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を促進します。

また、研修による意識改革や人材開発に努め、主任層における女性割合の拡大に努めます。

- 女性教職員の登用推進 ((教)教育総務課、(教)教職員課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

施策項目② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

現状と課題

あらゆる分野に多様な人材を登用し、男女共同参画の視点を反映させることは、社会に活力やイノベーションをもたらす、本県の持続的な発展につながるものです。県内における産業別の就業者割合をみると、建設業、情報通信業をはじめ、農業や林業などでは女性の参画が少なく、一方で、医療・福祉業などでは男性の参画が少ないなど、分野別に男女の偏りがみられるため、男女が共に活躍する場を広げていく必要があります。

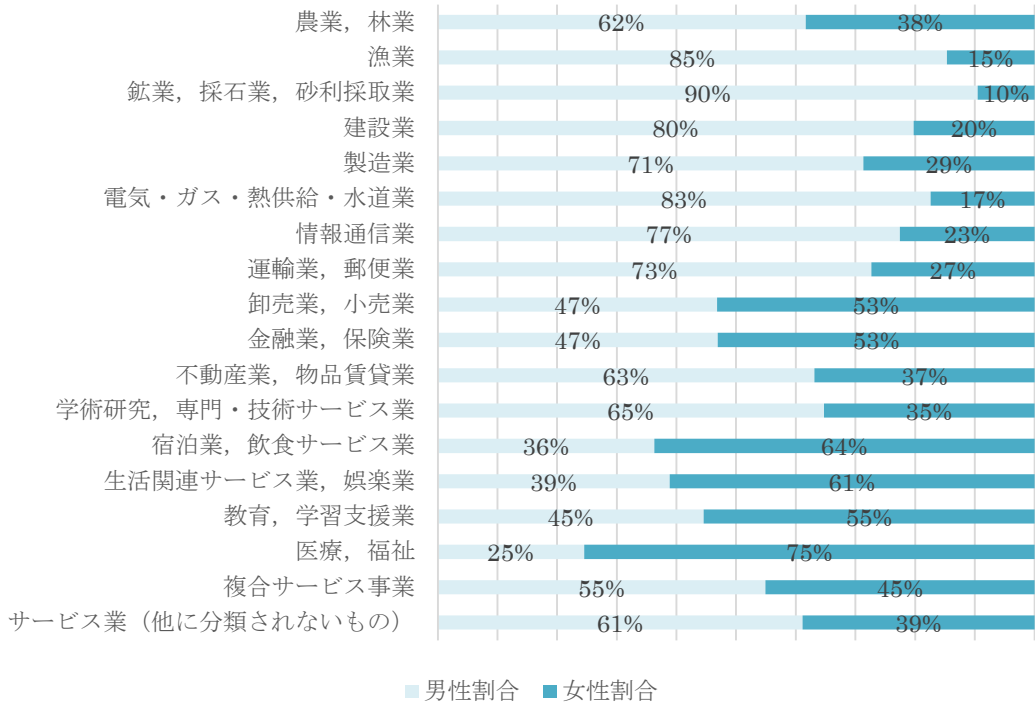
例えば、農林水産業についてみると、本県の農林水産業従事者に占める女性の割合は、令和2年で農業41.4%、林業18.8%、漁業19.8%となっており、農山漁村の活性化や農林漁業の振興において女性も重要な役割を果たしています。そのため、農業、林業、漁業それぞれにおいて、女性の経営への更なる参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進めることが重要となります。

防災分野では、地域の防災会議における女性委員の割合は令和2年度と比べて上昇しているものの、令和7年度時点で依然として低い割合(12.9%)に留まっており、また、消防団員数が減少する中でも、女性消防団員の数は増加していますが、令和7年度時点で全体のわずか3.1%であり、今後も更なる増加を図ることが重要となります。防災の主体的な担い手として女性を位置付け、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を拡大するなど、男女の人権を尊重して安全・安心を確保するため、防災分野における男女共同参画の促進を図ることが重要です。

また、男性の参画が少ない分野としては、例えば、育児・看護などの分野が挙げられます。令和2年の国勢調査によると、本県における保育士就業者数は、総数30,550人のうち女性が29,570人(96.8%)であるのに対し、男性が980人(3.2%)となっており、保育の質や量を確保するためにも、男性の職域拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるため、男女が共に活躍する場を拡大していく取組を進めていく必要があります。

産業大分類ごとの就業者割合



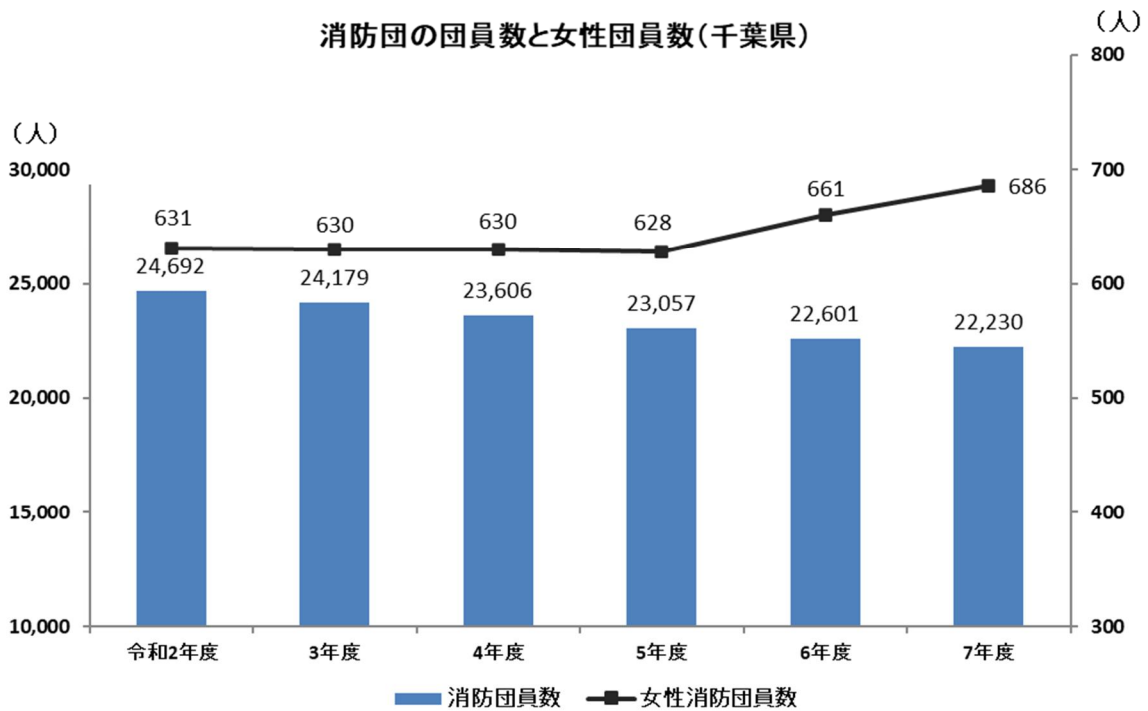
出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」（令和4年10月1日現在）により作成

農林水産業従事者の推移

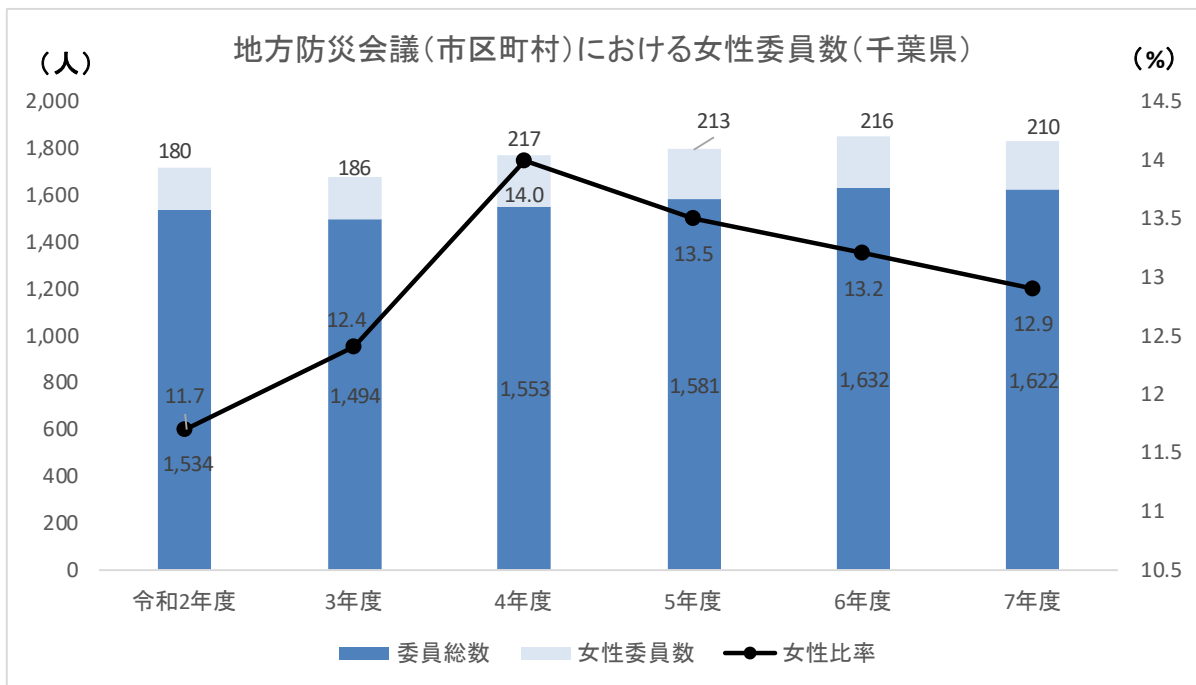
(人、%)

	農業			林業			漁業			
	女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合	女性	男性	女性割合	
千葉県	昭和55年	110,027	108,427	50.4	93	492	15.9	2,693	11,826	18.5
	昭和60年	89,748	93,541	49.0	116	476	19.6	2,569	10,472	19.7
	平成2年	70,926	75,787	48.3	91	403	18.4	2,345	8,229	22.2
	平成7年	60,241	67,504	47.2	101	421	19.3	1,991	6,704	22.9
	平成12年	50,981	58,433	46.6	92	407	18.4	1,724	5,809	22.9
	平成17年	46,038	55,211	45.5	49	270	15.4	1,451	4,952	22.7
	平成22年	33,433	44,197	43.1	84	358	19.0	1,006	3,748	21.2
	平成27年	31,807	43,672	42.1	86	372	18.8	901	3,384	21.0
	令和2年	27,183	38,521	41.4	100	431	18.8	641	2,596	19.8
全国	昭和55年	2,774,448	2,700,491	50.7	29,215	136,283	17.7	97,480	363,670	21.1
	昭和60年	2,368,612	2,482,423	48.8	23,073	116,789	16.5	93,042	328,254	22.1
	平成2年	1,878,736	2,039,914	47.9	17,668	89,832	16.4	87,416	277,715	23.9
	平成7年	1,584,613	1,841,884	46.2	14,287	71,537	16.6	77,192	230,336	25.1
	平成12年	1,314,355	1,537,904	46.1	11,540	55,613	17.2	63,461	189,636	25.1
	平成17年	1,189,337	1,514,023	44.0	7,015	39,603	15.0	52,871	162,942	24.5
	平成22年	884,541	1,251,436	41.4	9,075	59,478	13.2	42,824	134,061	24.2
	平成27年	818,493	1,185,796	40.8	9,111	54,552	14.3	37,463	116,284	24.4
	令和2年	715,353	1,054,606	40.4	9,382	51,356	15.4	32,478	99,587	24.6

出典：総務省「国勢調査」



出典: 消防庁「消防団の組織概要等に関する調査」(各年4月1日)



出典: 内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
5	消防団における女性消防団員の割合	3.1% (R7)	10%を目標としつつ、 当面 5%
6	認定農業者に占める女性の割合	9.4% (R5)	12.0% (R12)
7	女性警察官の割合	12.7% (R7)	15.0% (R12)

施策の基本的な方向 1

女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大

あらゆる分野に女性が参画することは、多様な視点が加わり、様々な課題やニーズへの的確な対応が可能になるとともに、社会の多様性と活力を高めていくことにつながります。また、女性が活躍できるような環境づくりを進めることは、性別に関係なく能力を発揮できる環境の実現につながると考えられます。

そのため、農林水産業や防災分野をはじめとした女性の参画が少ない分野において、女性の参画が進むよう取り組みます。

施策1 防災分野への女性の参画の推進

現役女性消防団員の活動体験の紹介や防災講座を実施するなど、地域防災に関心を持つ女性を増やし、消防団への入団につなげられるよう取り組みます。また、県や市町村における防災会議へ、女性委員が積極的に登用されるよう推進します。

- 消防団活動への参画促進 (消防課)
- 県及び市町村防災会議等への女性の参画促進 (危機管理政策課)
- 高校生等防災教育基礎講座 (再掲) (危機管理政策課)

施策2 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業における知識の取得や技術力を向上させるための研修会を開催するなど、農林水産業を担うことができる女性を育成します。また、農山漁村における男女共同参画を効果的に推進するため、女性団体ネットワークの活動支援や各地域における研修会等を開催します。

- 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 (担い手支援課)
- 農山漁村男女共同参画の地区における推進 (担い手支援課)
- 女性農業者の知識・技術力向上のための研修会の実施 (担い手支援課)
- 女性林業者の知識・技術力向上のための研修支援 (森林課)
- 指導的林業者育成支援 (森林課)
- 女性漁業者の経営参画及び地域活動促進に向けた研修会の開催 (水産課)
- 女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 (水産課)
- 農業協同組合の女性役員の登用促進 (再掲) (団体指導課)
- 女性農業委員等の登用促進(再掲) (農地・農村振興課)
- 土地改良区の女性理事の登用促進 (再掲) (耕地課)

施策3 女性の参画が少ない分野における女性の参画の推進

女性の参画が少ない分野において女性の参画が進むよう、様々な取組の実施に努めます。

- 路線バス運転手確保対策事業 (交通計画課)
- テクノスクールの入校促進に向けた取組の推進 (産業人材課)
- 建設業の魅力発信推進事業 (建設・不動産業課)
- 男女共同参画に関する広報・啓発 (再掲) (多様性社会推進課)
- スーパーサイエンスハイスクール事業の実施 (再掲) ((教)学習指導課)
- 女性警察職員の登用推進 (再掲) ((警)警務課)

施策の基本的な方向2

男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大

男性の参画が少ない分野に男性の視点が加わることは、多様なニーズへの対応につながります。さらに、男性の参画が進み、男性が活躍する姿を次世代の若者が目にすることで、若い世代の職業選択の幅を広げることも期待できます。

そのため、保育分野をはじめとした男性の参画が少ない分野においても、男性の参画が進むよう取組を検討します。

施策1 保育分野など、男性の参画が少ない分野における男性の参画の推進

保育の分野においては、性別を問わず保育士及び保育教諭の資格取得や就業の支援等を行い、保育人材の確保・定着に取り組めます。そのうえで、男性の参画が進むよう、取組を検討していきます。

- 保育士修学資金等貸付事業(再掲) (子育て支援課)
- 保育教諭確保のための資格取得支援事業(再掲) (子育て支援課)
- ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業(再掲) (子育て支援課)
- 千葉県保育士処遇改善事業(再掲) (子育て支援課)
- 保育所保育士等研修事業(再掲) (子育て支援課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

施策項目③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

現状と課題

子の養育、家族の介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況の中で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と仕事、地域活動等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。また、女性だけでなく男性にとっても、家庭生活に目を向けることは、高齢期を含めたあらゆるライフステージを充実して過ごす上で重要な課題です。

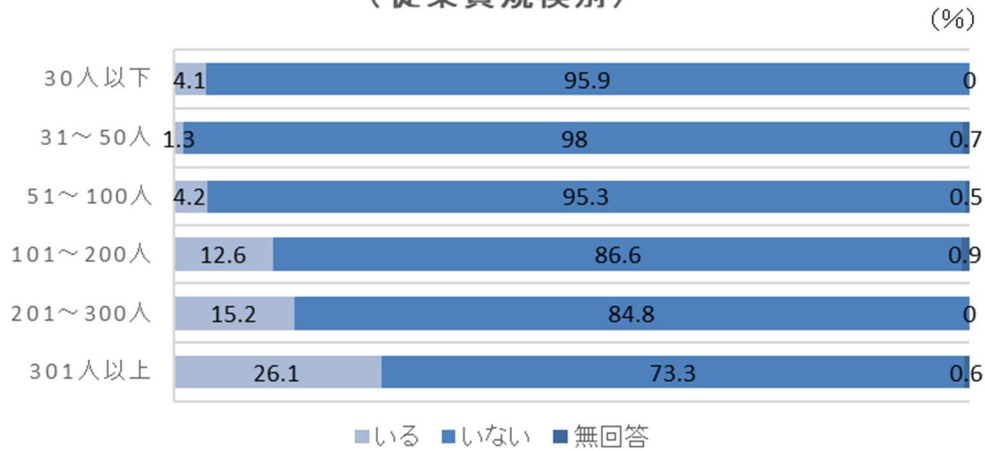
令和6年度県民意識調査では、こどもの世話や家事の役割分担について、「夫婦とも同じくらい行うことが理想だ」と考える人の割合が令和元年度県民意識調査と比べて増加するなど、県民の家事・子育てに関する男女共同参画に関する意識は着実に変化しており、県内事業所における男性の育児休業取得率も4割を超えてきています。

一方で、「現在の家事の役割分担」については、「主に妻が行う」と回答した人の割合は令和元年度県民意識調査より減っているとはいえ、未だに6割を超えています。また、男性の育児休業についても、取得率は上がっている一方で取得期間が女性に比べて短いなど、課題があります。

介護については、本県における65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、令和5年度末で約174万人と本県人口の4分の1以上となっています。そのため、今後は、仕事と介護を両立する状況が増えることが予想されます。令和5年度に県が実施した「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」によると、介護を理由とした離職者がいる事業所の割合は全体の約1割（10.5%）にのぼり、また、男性（56人）よりも女性（124人）の離職者の方が多い状況となっています。介護は子育てと異なり突発的に発生することや、介護を行う期間等も多様であることから、仕事との両立が困難となることも少なくありません。そのため、仕事と介護の両立が可能となるような職場環境づくりを一層推進する必要があります。

以上を踏まえ、男女が共に家事・子育て・介護に携わることができる職場環境づくりや支援に向けた取組を進めていく必要があります。

県内事業所における介護を理由とした離職の有無 (従業員規模別)



出典: 千葉県雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
8	子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合	78.3% (R6)	80.0% (R12)

施策の基本的な方向 1

家事・子育て・介護への支援の促進

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家事・子育て・介護への負担を家族で分け合うとともに、必要な支援を受けることでその負担を軽減していくことが必要です。

そのため、家庭生活において、男女が共に家事・子育て・介護を担えるよう、各種講座等の開催などを通して啓発活動を行うとともに、子育て・介護を行う家族を支援し、孤立感・負担感を軽減するための支援体制を整備します。

施策 1 家庭生活における男女共同参画の推進

男女が協力して子育てを行い、家族が互いに支え合う関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、男性の家事参加を促すための取組を実施します。

- 家庭教育支援に関する研修講座の開催 (教)生涯学習課
- 男女共同参画に関する広報・啓発 (再掲) (多様性社会推進課)

施策2 地域における子育て支援の体制の整備

小学校入学後の保育需要に対応する放課後児童クラブや、病児を病院・保育所等で一時的に預かる病児保育、放課後や夏休み等の長期休暇中に障害のあるこどもを支援する放課後等デイサービス等、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

- 幼稚園における預かり保育の推進 (学事課)
- 放課後児童クラブへの助成 (子育て支援課)
- 病児保育事業への助成 (子育て支援課)
- 保育士修学資金等貸付事業 (子育て支援課)
- 保育教諭確保のための資格取得支援事業 (子育て支援課)
- ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業 (子育て支援課)
- 千葉県保育士処遇改善事業 (子育て支援課)
- 保育所保育士等研修事業 (子育て支援課)
- 放課後等デイサービス事業の充実 (障害福祉事業課)

施策3 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

妊娠・出産、子育てまでのライフステージにある県民を対象とした、県や市町村からの支援情報等の提供機能や、電子版「チーパス」を提供する機能を組み込んだスマートフォンアプリ及びウェブサイトを運用します。

また、若い世代が自らの将来を考える契機となるよう、妊娠・出産期に関する知識に加え、子育て期に関する様々な知識を提供するセミナーを実施します。

- 妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するためのセミナー (子育て支援課)
- 子ども医療費の助成 (子育て支援課)
- チーパス・スマイル運用管理事業 (子育て支援課)
- こども家庭センター支援事業 (子育て支援課)
- 母子保健に関する研修会・講習会等の開催 (再掲) (子育て支援課)
- 周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 (再掲) (医療整備課)
- 千葉県周産期医療審議会における検討 (再掲) (医療整備課)

- 母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実（再掲）
(医療整備課)
- 県営住宅における入居の優遇措置（再掲）
(住宅課)
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進（再掲）
(住宅課)
- 家庭教育支援に関する研修講座の開催（再掲）
(教生涯学習課)

施策4 育児休業・介護休業制度の普及・定着

育児休業や介護休業制度について、広報・啓発を行うとともに、働く場における男女共同参画の取組を積極的・先進的に行う県内事業所等を表彰し、優良事例として広く周知・展開します。

- 男女共同参画に関する広報・啓発（再掲）
(多様性社会推進課)
- 男女共同参画に先駆的又は積極的に取り組んでいる事業所の表彰（再掲）
(多様性社会推進課)
- 働きやすい職場環境づくり等に取り組む企業の登録（再掲）
(雇用労働課)

施策5 地域における介護支援体制の整備

介護を必要とする高齢者の在宅での生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの普及とともに、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者の受け皿として特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。

また、福祉・介護人材の確保と定着促進対策の充実に取り組みます。

- 福祉・介護人材の確保と定着促進
(健康福祉指導課)
- 在宅介護を支える地域密着型サービスの整備への支援
(高齢者福祉課)
- 特別養護老人ホーム等の施設整備
(高齢者福祉課)
- 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成
(高齢者福祉課)

施策の基本的な方向2

地域活動等における男女共同参画の促進

性別にとらわれることのない多様な住民の地域活動への参画や、未だ女性の割合が少ない分野において、リーダーとしての女性の参画が進むことは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を

構築する上で重要となります。

そのため、地域活動における男女共同参画の意義に関する広報・啓発を行います。

施策1 地域活動等における男女共同参画の普及啓発

自治会、PTA、防災組織等、地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくするため、地域活動における男女共同参画の意義に関する広報・啓発を行います。また、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の推進を図ります。

- 男女共同参画に関する広報・啓発（再掲） （多様性社会推進課）
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の推進（再掲） （多様性社会推進課）

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目① 働く場における女性への活躍支援

現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものであり、経済的自立は、男女のおかれた状況の違い等を背景に生じている様々な課題を解消していく上で重要となります。そのため、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。特に女性については、働く場において様々な課題に直面することが多いため、支援する必要があります。

女性の労働力率については、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いてきましたが、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、解消に向かっていきます。

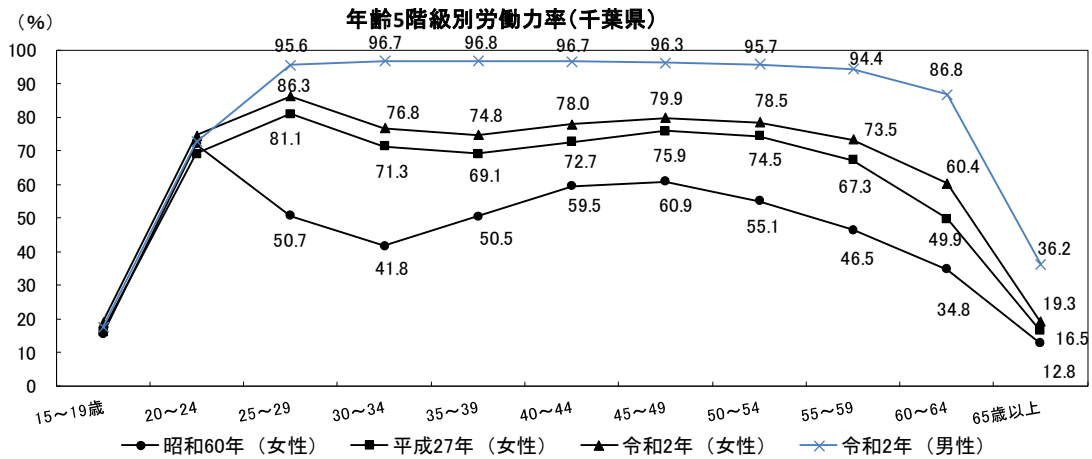
一方で、女性は男性と比べて正規雇用比率が低く、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消は未だ課題となっています。

令和4年に行われた就業構造基本調査によると、本県における令和4年時点の非正規の職員・従業員の割合は、男性が22.3%、女性が54.1%となっており、男性に比べて女性の方が非正規労働者となる割合が高い状況にあり、女性の貧困や男女間の待遇面の格差の一因となっています。

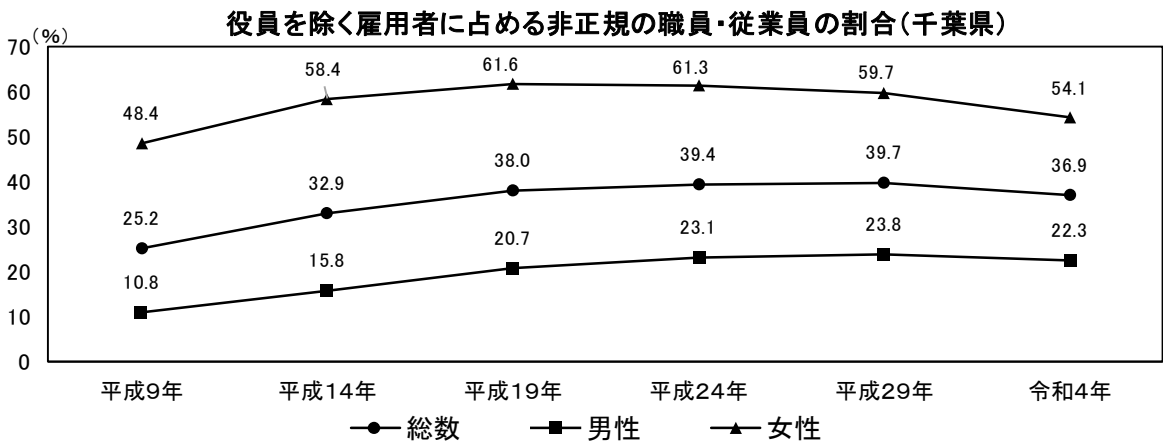
そのため、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、就業を中断した女性の意欲と能力を生かす再就職、さらには起業などの支援が必要です。

また、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における男女別雇用者の所定内給与額に基づく賃金の男女間格差をみると、令和6年度の賃金格差は男性を100%とした場合に女性の割合は76.2%にとどまっており、大きな課題となっています。

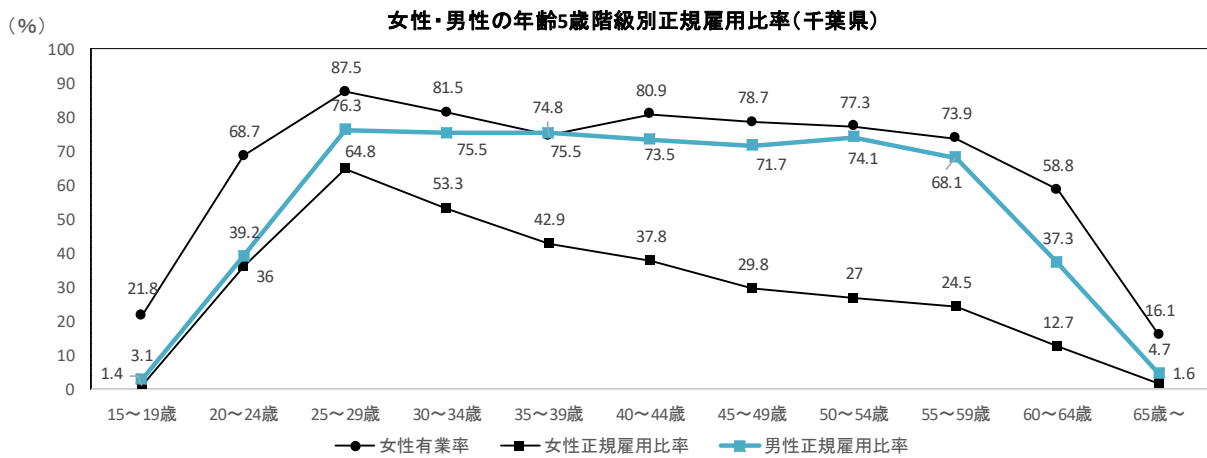
以上を踏まえ、働く場における女性の活躍推進に向けた取組を着実に推進していきます。



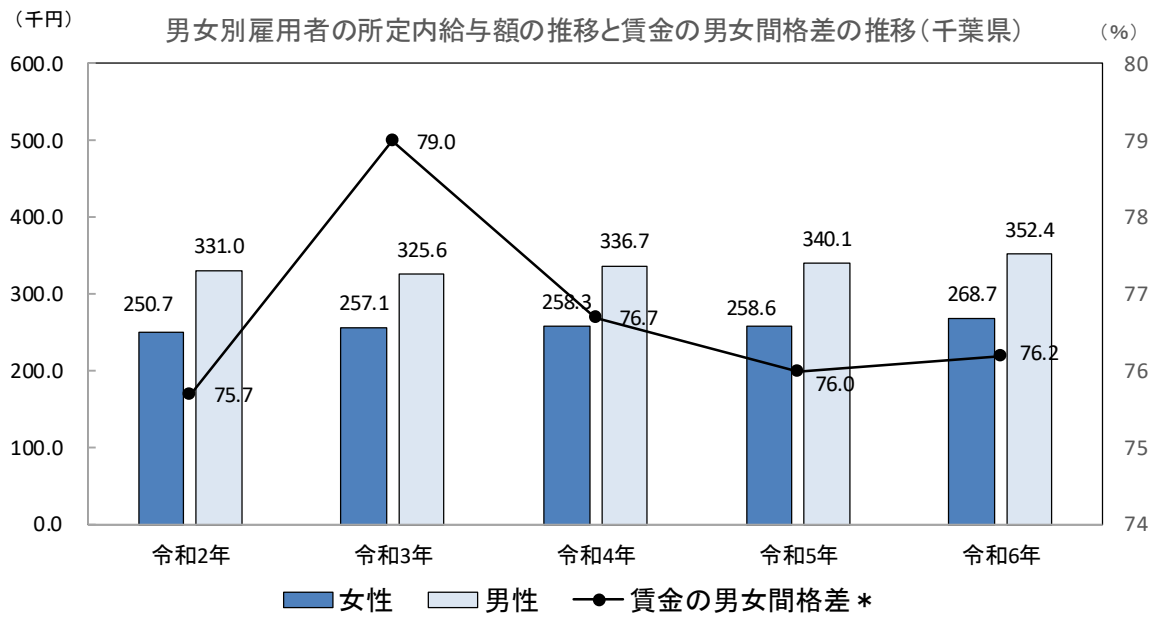
労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)
 ※労働力人口:15歳以上の就業者(休業者も含む。)と完全失業者(調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、仕事を探す活動をしていた者)の合計
 出典:総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」により作成



出典:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)



出典:総務省「令和4年度就業構造基本調査」(令和5年10月1日現在)により作成。



※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。
 出典：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」により作成。

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
9	女性の有業率	女性：52.7% (R4) (男性：69.2% (R4))	55.4% (R9)
10	女性の雇用者に占める正規職員の割合	女性：45.9% (R4) (男性：77.7% (R4))	49.5% (R9)

施策の基本的な方向 1

女性の就業（継続）・復職・起業への支援

女性の就業率の向上やM字カーブの解消、ひいては男女間の賃金格差を是正するためには、働く意欲を持つ人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう支援することが必要です。

そのため、就職を希望する若者を対象に就職に役立つセミナー等を開催するなど、就業を支援するほか、出産や子育てを機に離職した女性の再就職を支援します。

また、起業に関する女性講座の開催や様々な経営課題に関する相談を実施するなど、経営基盤の強化を支援します。

施策1 女性の就業支援

就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーを実施するなど、若年者等に対する就労支援を行います。

- 女性のための起業・就労・就農支援講座の開催 (多様性社会推進課)
- 内職求人情報の提供 (雇用労働課)
- 「ジョブカフェちば」における就職支援 (雇用労働課)
- 「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 (雇用労働課)

施策2 女性の復職・再就職支援

千葉県ジョブサポートセンターや専修学校等の民間教育訓練機関を活用し、出産や子育てにより離職していた女性の再就職を支援します。

- 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援 (雇用労働課)
- 離職者等を対象とした職業訓練 (産業人材課)

施策3 女性の起業支援

家庭との両立や経営ノウハウの取得が課題となっている女性経営者や創業者が多い中、ワンストップで様々な経営課題に関する相談に応じるほか、起業に関する女性講座の開催や低利融資、起業家同士の交流会の実施などにより、女性でも起業しやすい環境を整えます。

- 中小企業者及び起業者に対する経営相談の実施 (経営支援課)
- 中小企業者及び起業者に対する融資 (経営支援課)
- 中小企業者及び起業者に対する創業、経営革新、事業継続計画及び事業承継セミナーの開催 (経営支援課)
- 起業機運の向上、起業家の支援 (経営支援課)
- 女性のための起業・就労・就農支援講座の開催 (再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向2

女性の能力発揮への支援

女性が職場で能力を発揮することは、多様な視点とアイデアをもたらし、組織の成長につながります。

そのため、女性活躍に関する情報共有や異業種交流会等を実施します。

施策1 女性の能力発揮への支援

女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会として設置された女性活躍推進特別部会等を通じて、女性活躍等に関する情報共有に努めるとともに、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を目的として、シンポジウムや異業種交流会等を実施します。

- 千葉県男女共同参画推進連携会議と連携した普及啓発活動 (多様性社会推進課)

- 企業人材リスクリング支援事業 (産業人材課)
- リカレント教育推進事業 ((教)生涯学習課)
- 男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 (再掲) (多様性社会推進課)
- 大学・企業との連携による専門講座 (再掲) (多様性社会推進課)

基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進

施策項目② 誰もが働きやすい職場環境づくり

現状と課題

働く場において誰もがその能力を発揮するためには、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスを実現することが重要となります。また、これらを実現することは、働く人自身の健康の維持や仕事に関する満足度を向上させるだけでなく、優秀な人材の確保や従業員の離職率の低下につながるほか、業務の効率化が進み、企業としても競争力や生産性が向上するなど、経営戦略としても重要となります。

令和6年度に実施した第68回県政に関する世論調査によると、「職場での働きやすさ」について、「働きやすい」と答えた人の割合が5割を超えている一方で、「働きにくい」と答えた人も一定数（14.6%）存在しており、その理由としては、「休暇制度や勤務時間制度が十分整備されていない」ことや「仕事と生活との両立への配慮が不十分」といったことが挙げられています。

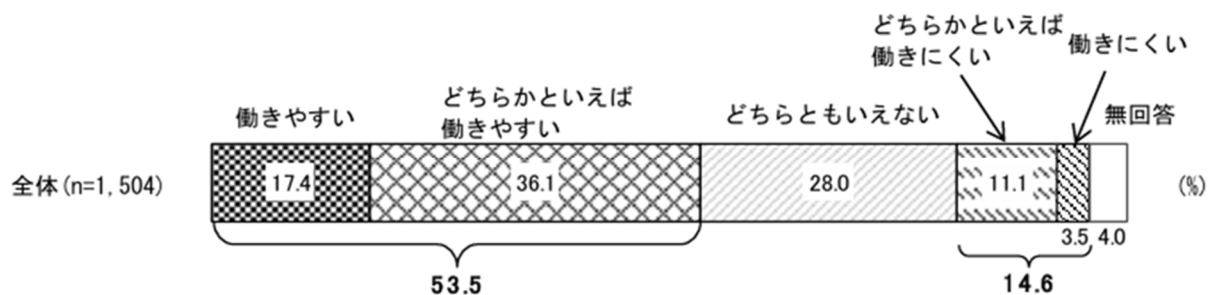
国においては、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法の一部改正により、カスタマーハラスメント対策や求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を義務化するなど、ハラスメント対策をより一層進めることとしています。

さらに、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についても一部改正されており、男女間賃金差異・女性管理職比率の公表義務が適用拡大されるとともに、法の適用期限が令和18年3月まで延長されるなど、女性活躍の一層の推進が図られています。

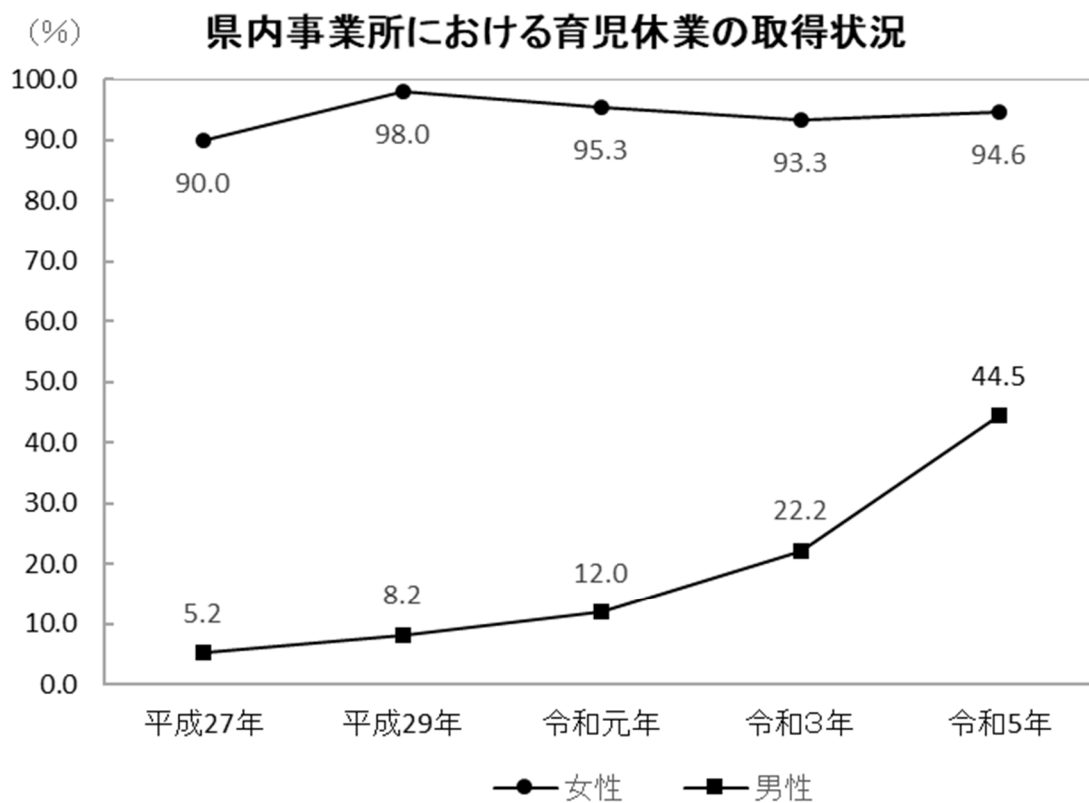
また、県職場においては、質の高い県民サービスを安定的に提供するために、職員が生き生きと活躍できるよう、働きやすく、働きがいのある職場づくりを進めていくことが重要であることから、職員一人ひとりが安心して能力を発揮できる職場環境や制度等を構築するため、令和6年4月に「ウェルビーイング推進室」を新設し、取組を進めています。

以上を踏まえ、県においても誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて取組を進めていきます。

職場での働きやすさ



出典: 千葉県報道広報課「第68回県政に関する世論調査報告(令和6年度)」



出典: 千葉県雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査報告書」

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
11	県庁における男性職員の育児休業取得率	88.4% (R6)	100% (R11)
12	県庁における男性職員の育児休業取得日数（2週間以上取得した県庁の男性職員）	85.3% (R6)	85.0% (R11)
13	学校職員及び教育庁等の男性職員の育児休業取得率	学校職員：28.2% 教育庁等職員： 84.2% (R5)	学校職員：50.0% 教育庁等職員： 100% (R11)
14	警察における男性職員の育児休業取得率	80.9% (R6)	85.0%以上 (R12)
15	働きやすいと感じる女性の割合	女性：53.5% (R6) (男性：53.9% (R6))	増加を目指します。 (R12)
16	多様な就業形態を導入している事業所の割合	テレワークの導入・定着：11.7% (R5)	前年度以上（毎年度）
17	事業所における男性の育児休業取得率	44.5% (R5)	85.0% (R12)
18	事業所におけるハラスメント防止のための取組	94.1% (R5)	100% (R12)

施策の基本的な方向 1

多様な働き方の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働が課題となる中で、企業・団体においては、働く人がその能力を十分に発揮できる働き方を選択できる環境を整備することが必要になります。

そのため、働き方改革の推進やテレワークの推進に取り組む中小企業を支援するなど、女性も男性もライフスタイル等に応じた柔軟な働き方を選択できるような職場環境づくりを進めます。

施策1 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

職員が個性と能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むことができるよう、テレワークの推進など、仕事と家庭の両立が可能な職場環境を整備します。

- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備
(人事課、デジタル推進課、(教) 教育総務課、(教) 教職員課、(警) 警務課)

施策2 働き方改革に取り組む事業所への支援

働き方改革の推進やテレワークの推進に取り組む中小企業を支援するため、希望する企業等に各分野の専門家を派遣するなど、企業の働き方改革の取組を支援します。

また、男女が共同して参画することのできる職場づくりに取り組んでいる事業所の取組を広く普及・啓発し、働く場における男女共同参画の促進を図ります。

- 男女共同参画に先駆的又は積極的に取り組んでいる事業所の表彰
(多様性社会推進課)
- 多様な働き方推進事業 (雇用労働課)
- 働きやすい職場環境づくり等に取り組む企業の登録 (雇用労働課)
- 千葉県男女共同参画推進連携会議と連携した普及啓発活動(再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向2

誰もが安心して働ける職場環境の整備

働く場において誰もがその能力を十分に発揮するためには、働く人の健康を維持することに配慮するなど、安心して働ける職場環境づくりを進めることが必要です。

そのため、労働関係法の周知・広報を行うとともに、職場におけるメンタルヘルス等の健康管理を推進します。また、県職場においても、ストレスチェックや心の健康相談を行うなど、誰もが安心して働ける職場環境づくりを進めます。

施策1 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

誰もが安心して働ける職場環境づくりを進めるため、労働安全衛生に係る意識の高揚を図るとともに、働くにあたって必要となる知識を習得する機会を提供します。

- 労働安全衛生に係る意識高揚の促進 (雇用労働課)

- 労働教育講座の開催 (雇用労働課)

施策2 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進及び労働相談の実施

仕事に関する強い不安やストレスによる労働者の心の健康問題に対して、メンタルヘルスに関する相談を行います。

また、労働者や使用者を対象として、ハラスメント・長時間労働・賃金不払い等の労働問題に関する相談を実施し、健全で安定した労使関係の定着を促進します。

- 働く人のメンタルヘルス特別相談の実施 (雇用労働課)
- 労働相談の実施 (雇用労働課)

施策3 誰もが安心して働ける県職場環境の整備

県職員が安心して働けるよう、メンタルヘルスケアのためのストレスチェック制度や心の健康相談を実施します。

- 県職場等におけるメンタルヘルスケアのためのストレスチェック制度や心の健康相談の実施
(総務ワークステーション、(企)総務企画課、(病)経営管理課、(教)福利課、(警)厚生課)
- 県立学校等におけるストレスチェックの実施 ((教)保健体育課)

施策の基本的な方向3

ハラスメント対策の促進

労働者がその能力を発揮し、継続して就業するためには、職場や就職活動等におけるハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進することが重要となります。

そのため、ハラスメントを防止するために事業主が講じるべき措置等について、理解促進を図るとともに、県職場等においてもハラスメント対策を推進します。

また、学校現場におけるセクシュアルハラスメントに関する調査を実施し、効果的な防止策を講じることで、より良い学校環境の整備を図ります。

施策1 ハラスメント防止のための周知啓発

職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等について、市町村や民間団体等との連携・協働などにより、理解促進を図ります。

また、各学校が学校におけるセクシュアルハラスメントに関する実態を把握し、効果的に防止対策を講じ、安心・安全なより良い学校環境をつくれます。

- 事業所におけるハラスメント対策の周知 (雇用労働課)
- セクシュアルハラスメント防止に関するリーフレットの配付 ((教) 教職員課)
- セクシュアルハラスメントに関する実態調査の実施 ((教) 教職員課)

施策2 県職場等におけるハラスメント対策の推進

県職場等においても、引き続き職場におけるハラスメントを防止し、職員がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保していきます。

- 県職場におけるハラスメント対策の推進 (総務課、(警) 警務課)
- 公立学校等におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止
(教) 教育総務課、(教) 教職員課

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、様々な形で社会に存在しています。それがどんな形のものであっても、また、どんな理由があるにしても、暴力は誰に対しても決して許されるべきではありません。

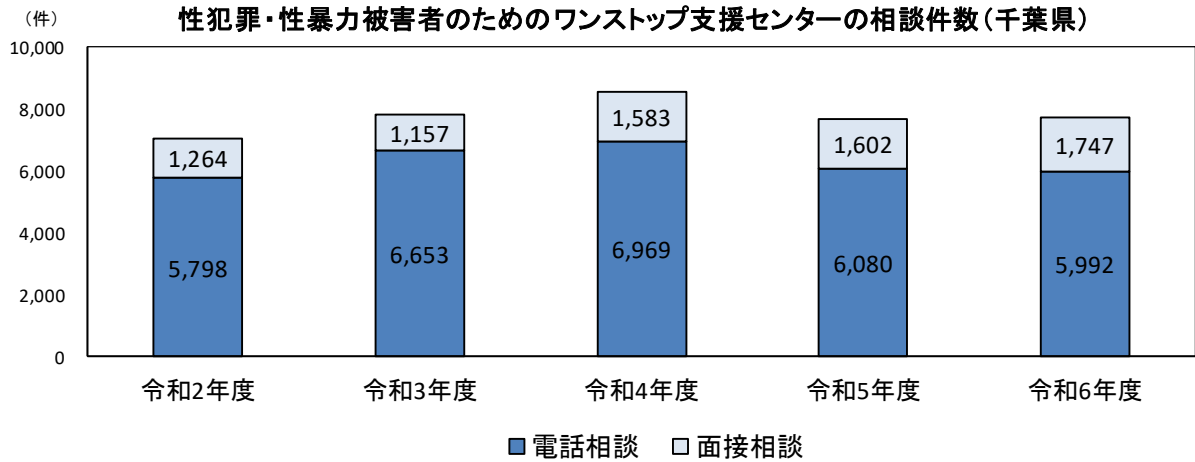
DVは、家庭内で行われることが多く、同居する子どもにも重大な影響を及ぼすものです。令和6年度の県及び市町村の相談窓口（配偶者暴力相談支援センター以外の窓口も含む）へのDVに係る相談は14,017件寄せられており、DVの防止は重要な課題となっています。また、DVについては、児童虐待と密接に関係するため、対応に当たっては、関係機関が連携することも重要となります。

性犯罪や性暴力については、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。令和6年度に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は7,739件となっており、さらに、ストーカー事案についても、令和6年度の認知件数が657件と依然として多く、その対策は重要な課題となっています。

近年では、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害は一層多様化しており、インターネットに起因する暴力の防止を進める必要があります。また、インターネットを利用する人自らが被害を防止できるように、様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進することも重要です。

暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った専門的な支援を行う必要があります。こうした支援は相談から保護、継続的な自立支援など、早期から切れ目なく、行政と民間団体とが連携して行うことが重要です。

以上を踏まえ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、相談体制の充実を図り、支援体制につなげる取組を進めていきます。



出典:千葉県くらし安全推進課

ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

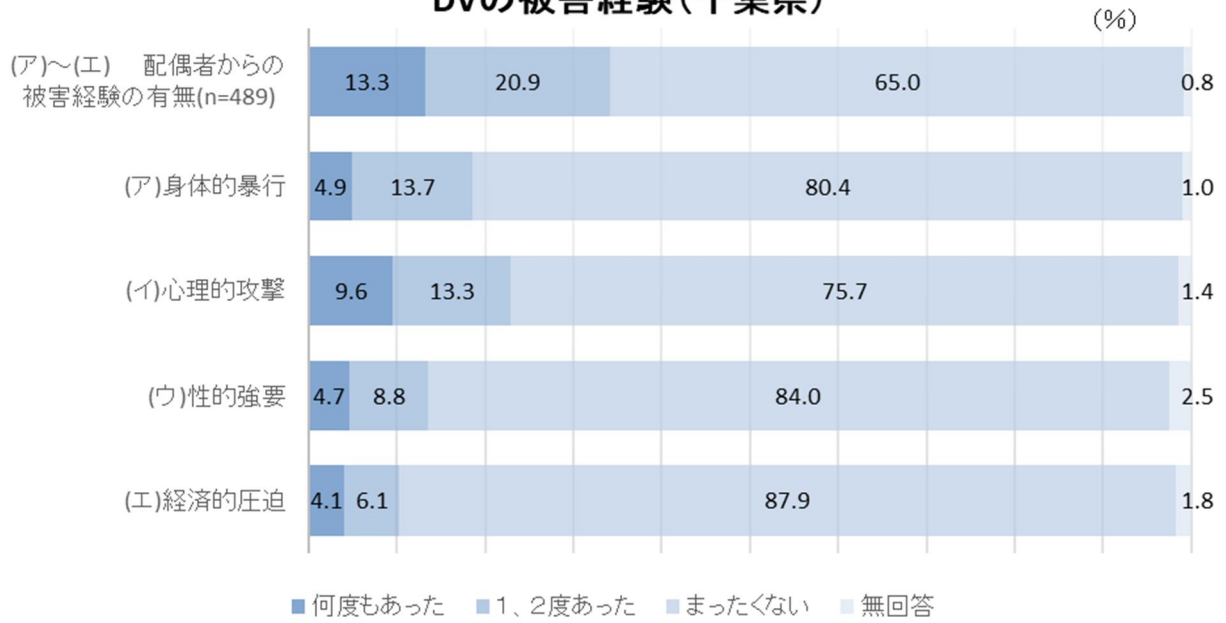
(単位:件)

年次	認知件数	検 挙			ストーカー規制法に基づく対応 (警告・禁止命令等・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成26年	600	80	24	56	159	916
平成27年	529	87	29	58	142	847
平成28年	651	113	27	86	125	1,031
平成29年	731	84	20	64	106	1,142
平成30年	532	95	25	70	108	819
令和元年	437	74	16	58	71	707
令和2年	487	85	31	54	102	777
令和3年	610	79	23	56	90	1,000
令和4年	737	88	19	69	87	1,185
令和5年	693	92	31	61	82	1,112
令和6年	657	101	48	53	107	1,043

※ストーカー規制法に基づく対応については、禁止命令等の件数を遡って追加計上した。
 ※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

出典:千葉県警察本部

DVの被害経験(千葉県)



出典: 千葉県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和6年10月)

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
19	DVや困難な問題を抱える女性支援に関する相談窓口や居場所等の認知度	インターネットアンケート：23.0% 大学生意識等調査：53.0% (R2)	「知らない」の回答を10.0%以下 (R12)
20	DVを受けた人のうち相談した人の割合	19.8% (R6)	50.0% (R11)

施策の基本的な方向1

あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備

あらゆる暴力を予防・防止するためには、早期の相談に適切に対応することが重要であるため、関係機関との連携を強化するなど、暴力を許さない社会を作っていくことが必要です。

そのため、DVの防止や被害者支援を図るための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、市町村や関係機関相互の理解を深め、連携を強化していきます。

施策1 暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DVの防止や被害者支援を図るため、DVの防止に向けた広報・啓発や相談窓口の周知を行い、県民の理解と認識を深めます。また、若者がDVについて考える機会を得られるよう、高校生等を対象にセミナーを実施します。

- セミナーの開催等によるDV予防教育の推進 (児童家庭課)
- DV (女性支援を含む) 職務関係者への研修 (児童家庭課)
- DV防止 (女性支援を含む) に関する広報・啓発 (児童家庭課)

施策2 関係機関・団体との連携強化

市町村DV対策担当課長会議を開催し、市町村のDV基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの整備に係る働きかけを行うなど、関係機関との連携を強化します。

- 市町村女性支援・DV対策担当課長会議の開催 (児童家庭課)

施策の基本的な方向2

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるため、その防止と被害者の支援に努める必要があります。

そのため、女性サポートセンターにおいて一時保護を実施するほか、暴力による被害について相談しやすい体制を整備するなど、被害者等への支援に取り組みます。

施策1 配偶者等からの暴力の防止及びストーカー事案対策の推進

各配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力など、女性及び男性が抱える様々な悩みや問題に対し、電話等による相談を実施します。

さらに、女性サポートセンターにおいて、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性の状況に応じた適切な一時保護を実施します。

また、DV・ストーカー事案の行為者に対し、重大事件への発展を未然に防止するため、検挙又は指導・警告を行うとともに、治療および更生のための取組を推進します。

- 女性サポートセンターにおける一時保護 (児童家庭課)
- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 (児童家庭課)
- DV・ストーカー事案対策の推進 ((警)人身安全対策課)
- 交番等の整備による相談しやすい環境づくり ((警)地域課)

施策2 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等からの相談等に適切に対応するため、総合的な窓口の一層の充実を図ります。また、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動等を推進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援に関する理解を深める活動を行います。

さらに、性暴力・性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、ワンストップ支援体制の強化に努めます。

- 外国人のDV被害者等への支援 (児童家庭課)
- 性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の強化 (くらし安全推進課)

- 犯罪被害者等からの相談等の充実 (くらし安全推進課、(警)警務課)
- 民間被害者支援団体への相談業務委託 ((警)警務課)
- 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 ((警)警務課)
- 県営住宅における入居の優遇措置 (再掲) (住宅課)
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 (再掲) (住宅課)

施策の基本的な方向3

性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

性に起因するあらゆる暴力を予防するためには、風俗環境を適切に監視するなど、性に起因する人権侵害を許さない社会環境をつくる必要があります。

そのため、違法風俗営業等に対する取締りを実施するとともに、人身取引対策を推進します。また、青少年を有害情報に近づけないような取締りのほか、児童買春や児童ポルノ等の取締りを強化します。

施策1 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除並びに人身取引対策

売春、違法風俗営業等に対する取締りを実施するとともに、風俗営業者等に対する指導を徹底するなどして、風俗環境の浄化と違法風俗店等の排除に関する取組を推進します。人身取引事犯に対しては、被害者の保護を徹底するほか、各種法令を多角的に適用して、雇用者のみならず、ブローカー（仲買人）等を検挙し、組織的背景の解明に努めます。

- 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除 ((警)風俗保安課)
- 人身取引（トラフィッキング）対策 ((警)風俗保安課)

施策2 性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進

県警本部職員で構成する広報啓発チーム「よくし隊「あおぼーし」」を女性の多い企業や学校に派遣し、リベンジポルノやセクストーションの事例などを紹介するなど性被害に遭わないための防犯講話や、SNS等各種広報媒体を活用した被害防止のための情報発信を推進します。

- 性犯罪・性暴力対策の推進 ((警)生活安全総務課)

施策3 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの有害環境に近づけない、利用させないための取組を推進し、青少年を性的被害から保護します。

また、深夜営業施設への指導、繁華街などでの共同パトロール、風俗店、酒・たばこ販売店、出会い系サイト事業者等に対する指導・取締りを実施するほか、児童買春・児童ポルノ等の福祉犯罪の取締りを強化します。

- 書店・携帯電話等販売店・カラオケボックス・インターネットカフェ等への立入調査の実施 (県民生活課)
- フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の推進 (県民生活課)
- 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 ((警)少年課)

施策の基本的な方向4

メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮

デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増えており、女性や子ども等が性に関する暴力を受ける可能性も増加しています。

そのため、女性や子どもの人権を侵害する違法なメディア情報の取締りを強化するほか、インターネットを利用する人自らが被害を防止できるように、情報活用能力やメディア・リテラシーの学習機会の充実を図ります。

施策1 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化等

インターネット上の児童ポルノ等、違法情報に対する取締りを強化し、青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進します。また、児童や教職員などを対象としたネット安全教室を開催し、SNSの適正な利用等に関する広報活動を推進します。

- 青少年を取り巻く有害環境の浄化 ((警)少年課)
- インターネット上の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りの強化 ((警)少年課)

施策2 青少年のネット被害防止対策（ネットパトロール）の推進

中学生や高校生等を対象として、いじめ、誹謗・中傷、犯罪等インターネット上のトラブルや被害に巻き込まれることを未然に防止するため、ネットパトロールを

実施するなど、青少年のネット被害防止対策を推進します。

また、ネット安全教室においてディープフェイク等を取りあげるなど、テクノロジーの急速な進展などの社会情勢を踏まえた取組を進めます。

- 青少年のネット被害防止対策の推進 (県民生活課)
- インターネットの利用に起因する子どもの性被害防止のための広報啓発活動の推進 ((警)少年課)
- 児童や教職員を対象としたネット安全教室の開催 ((警)サイバー犯罪対策課)

施策3 情報活用能力、メディア・リテラシーの学習機会の充実

情報社会において、適切な活動を行うための基礎となる考え方を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子ども等の人権へ配慮するように指導します。

- 情報モラル教育研修への講師派遣事業の推進 ((教)児童生徒安全課)
- 情報活用能力に係る学習機会の充実 ((教)学習指導課)
- 教育用コンピュータ整備の推進(再掲) ((教)学習指導課)
- 教育情報ネットワーク事業の推進(再掲) ((教)学習指導課)

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目② 誰もが安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

男女共同参画社会の前提である誰もが安心して暮らせる社会の実現のためには、様々な困難な状況に直面している人々を理解し、それぞれの人に合わせた取組を進める必要があります。

ひとり親家庭では、母親か父親のいずれかが、仕事、家事、育児を全て担う必要があります。経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活の安定と養育されるこどもの健全な成長のため、個々の状況に応じたきめ細かな自立支援が必要です。

女性をめぐる問題は、生活困窮、DV、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化してきており、困難な問題を抱える女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいるため、その発見に努めるとともに、誰もが相談できる体制の整備等の取組を進める必要があります。

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）によりその被害の大きさが決まると考えられることから、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要であり、男女共同参画の視点から取組を推進することは、防災・減災・災害に強い社会の実現にとって不可欠です。

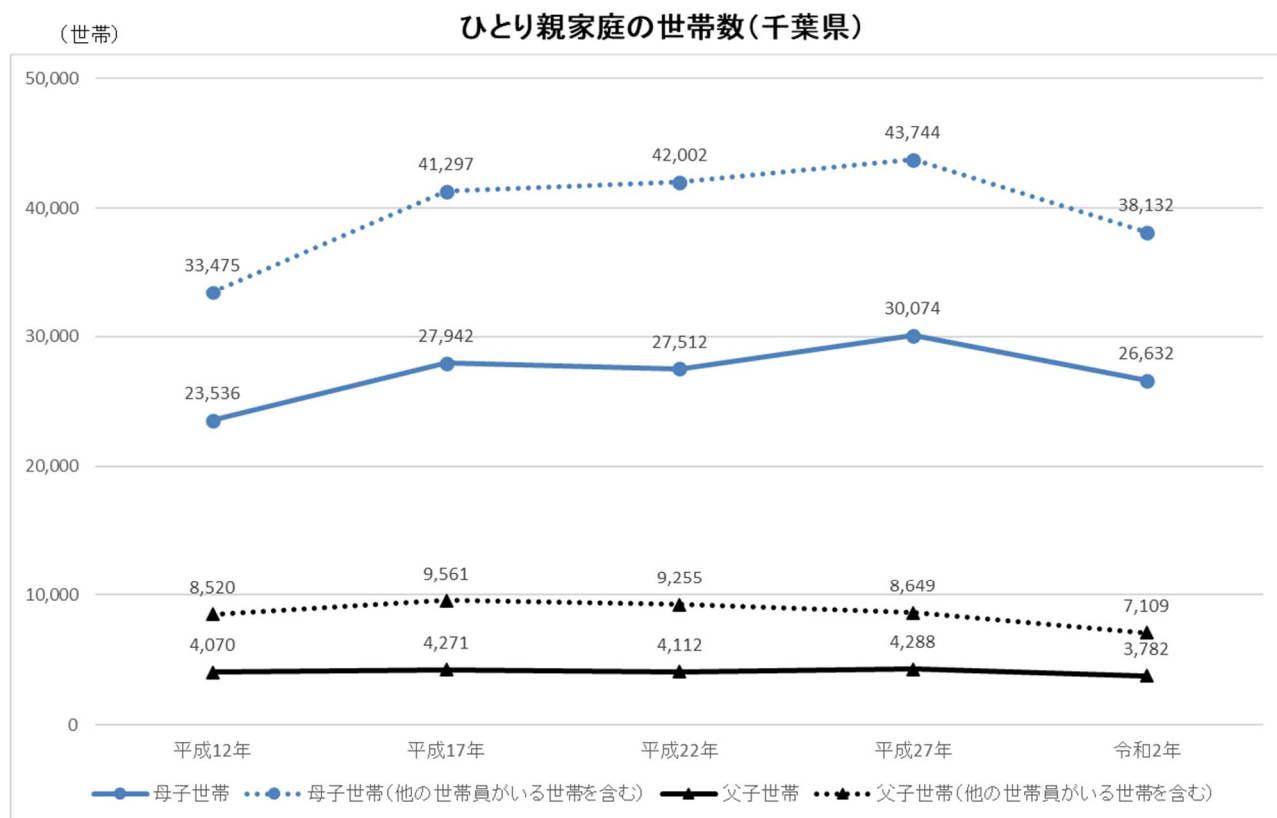
「国立社会保障・人口問題研究所」が令和5年12月に公表した「地域別将来推計人口」によると、令和2年における本県の65歳以上の人口の割合は27.6%でしたが、令和32年（2050年）には35.5%になる見込みです。こういった中で、例えば、高齢女性の単独世帯における経済的基盤の脆弱性や、高齢男性の地域における孤立化など、社会課題が顕在化しており、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

また、障害のある方が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくため、障害のある方の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

また、県内の在留外国人数は、令和6年末現在で約23万2千人と、5年前と比較して3割以上上昇しました。今後も在留外国人数が増加していくことが見込まれる中で、外国人も安心して生活し、活躍できる多文化共生社会づくりを進めていく必要があります。

さらに、性的マイノリティの人口割合は、各種調査において3～10%となっていますが、周囲の理解不足により、差別やハラスメントを受けるなど、困難な問題を抱えることが多くあります。そのため、県民一人ひとりが性的指向や性自認に関する正しい知識を得られるとともに、理解を深められるよう取組を進める必要があります。

以上を踏まえ、社会生活上の困難を抱えている様々な方々についての正しい理解を広め、多様性を尊重する環境づくりを進めていきます。



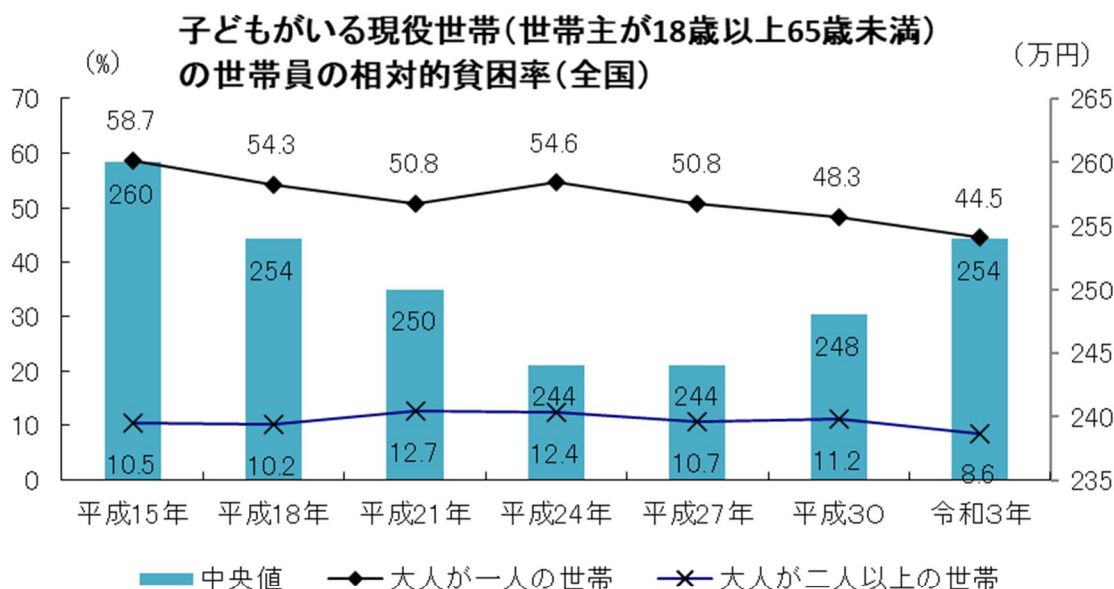
出典: 総務省「国勢調査」

ひとり親世帯の状況（全国）

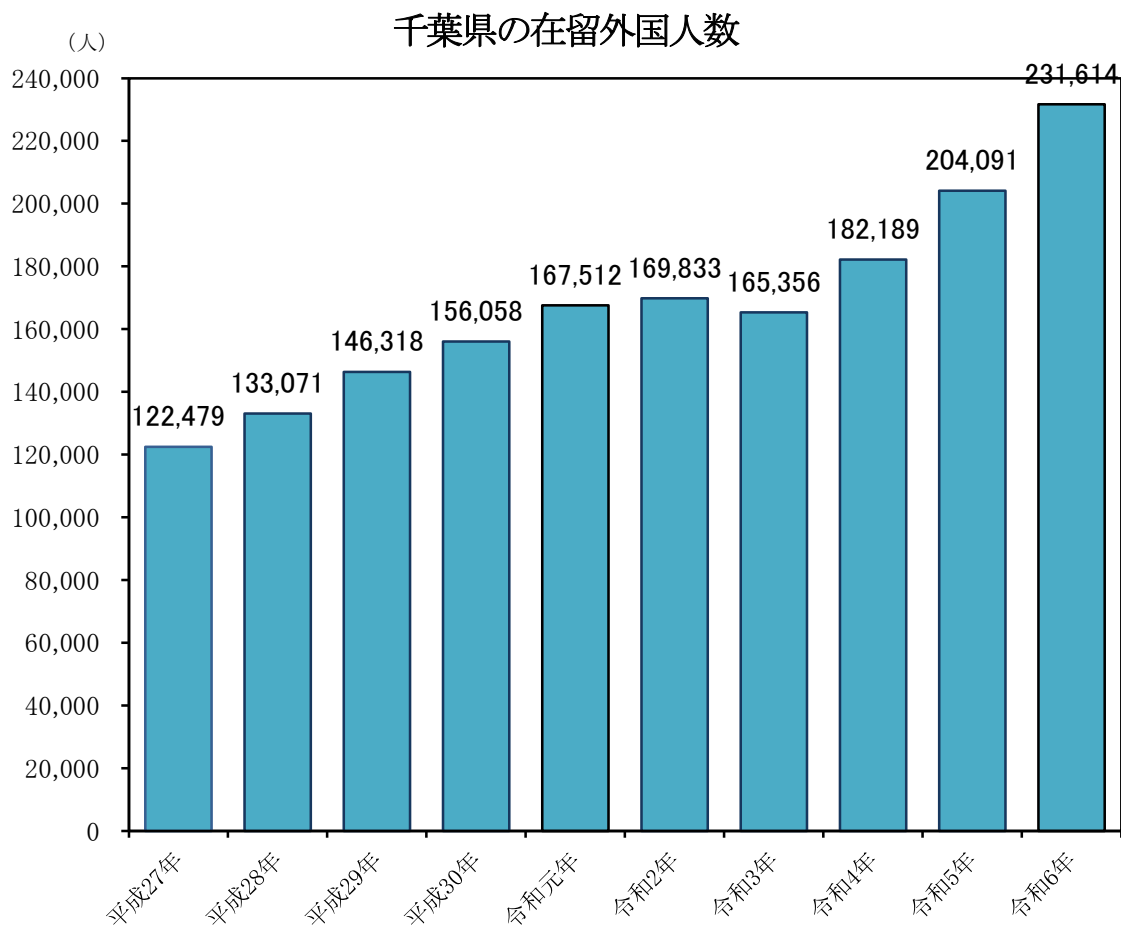
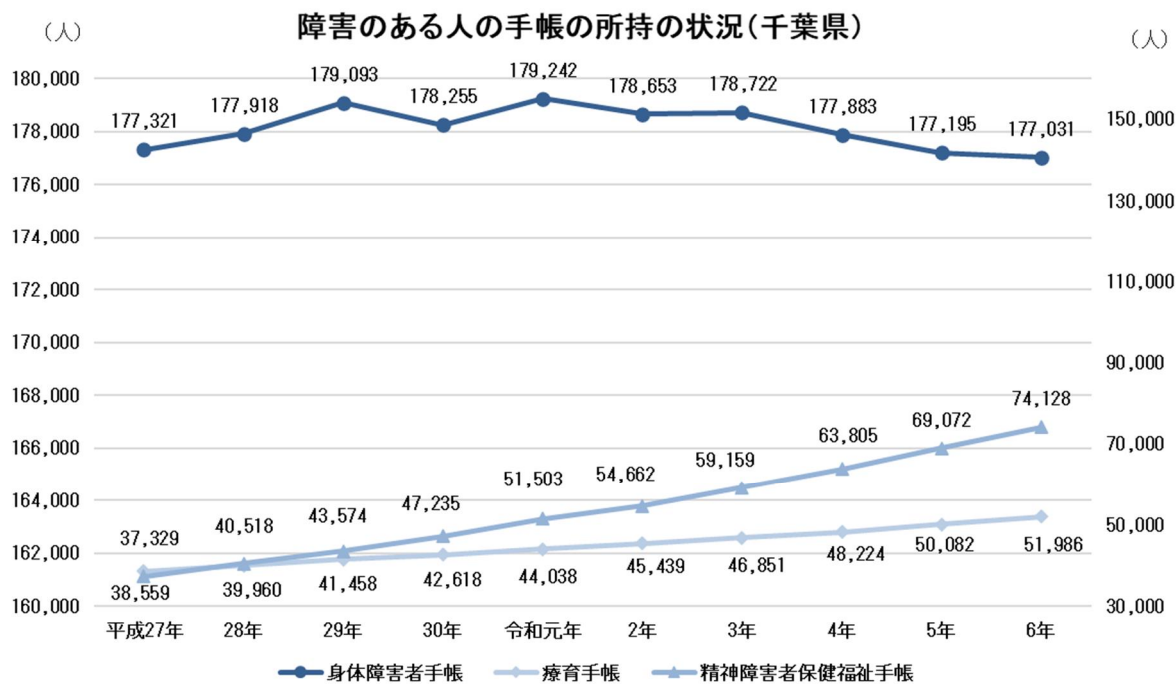
内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題（抜粋）」

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	86.3%	88.1%	女性74.1% 男性84.5%
雇者のうち 正規	53.5% ^(※)	91.6% ^(※)	女性50.6% 男性83.0%
雇者のうち 非正規	46.5% ^(※)	8.4% ^(※)	女性49.4% 男性17.0%
平均年間 就労収入	236万円 正規:344万円 パート・アルバイト等:150万円	496万円 正規:523万円 パート・アルバイト等:192万円	平均給与所得 女性316万円 男性569万円
養育費 受領率	28.1%	8.7%	—

出典：母子世帯及び父子世帯は子ども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（推計値、令和3年度）
 一般世帯は総務省「労働力調査」（15～64歳、令和6年）、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和5年）
 (※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出
 注1) 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合(可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう)
 注2) 平成30年からは、OECDの「新基準」(従来の可処分所得から「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの)に基づいて算出
 注3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいう。
 注4) 「所得」は調査対象年1年間(1月～12月)の所得。なお、現物給付として受給した社会保障給付金は含まれない。



評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
21	困難な問題を抱える女性への支援のための相談窓口設置市町村数	38 市町 (R7)	増加を目指します。 (R12)
22	地域防災活動における男女共同参画の視点に立った取組の充足度（「十分にされていると思う」と回答した人の割合）	男性：11.8% 女性：11.0% (R6)	増加を目指します。 (R11)

施策の基本的な方向 1

ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育てを母親か父親が全て担う必要があり、経済・教育・健康面での不安や負担が大きくなるため、それぞれの状況に応じて支援する必要があります。

そのため、ひとり親の就職支援や児童扶養手当の支給、県営住宅における入居の優遇措置などの支援を行うほか、関係機関とも連携してサポートします。

施策 1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援

ひとり親の就業による自立を支援するため、県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークと連携して就業支援を行うとともに、就業支援講習会を実施します。また、困難な状況の中で子育てをするひとり親家庭を行政、関係団体、地域社会が連携してサポートします。

- 児童扶養手当の支給 (子育て支援課)
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付 (子育て支援課)
- ひとり親家庭等医療費の助成 (子育て支援課)
- 母子家庭等自立支援給付金の支給 (子育て支援課)
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 (子育て支援課)
- 県営住宅における入居の優遇措置 (住宅課)
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 (住宅課)

施策の基本的な方向2

困難な問題を抱える女性等への支援

女性をめぐる問題は、多様化・複合化しており、困難な問題を抱える女性の中には、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいます。

そのため、繁華街等におけるアウトリーチなど、支援が必要な女性へ直接アプローチしていくほか、性別にかかわらず誰もが相談できる体制を整えます。

施策1 困難な問題を抱える女性への支援

自ら解決できず、周囲にも相談ができないまま困難な問題を抱えている女性の自立を支援するため、繁華街等におけるアウトリーチを通じて、支援の手があることを伝える声かけを行うとともに、支援が必要な女性に対し、相談支援や安心・安全な居場所の提供を行います。

- 困難な問題を抱える女性の生活再建支援 (児童家庭課)
- 困難な問題を抱える女性への支援事業 (児童家庭課)

施策2 誰もが相談できる体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、男女共同参画センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。また、LGBTQの当事者やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱える不安や悩みなどに関する相談を実施します。

- 女性相談・男性相談 (多様性社会推進課)
- LGBTQ相談 (再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向3

男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進

災害時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して増大する家事・子育て・介護等の負担が女性に集中したり、配偶者等からの暴力や性暴力による被害が生じたりするなどの課題の増加が懸念されることから、平時から男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進が必要です。

そのため、防災担当及び男女共同参画担当に対して、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進や防災意識の向上を図るほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成や、女性用品・乳幼児品の備蓄や災害時における相談の実施などに取り組みます。

施策1 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興への取組のための普及啓発

災害時に備え、市町村の防災担当部局及び男女共同参画担当部局職員を対象に、平時において、国の防災・復興ガイドラインに基づく研修や専門家等の講演会を実施するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組について普及・啓発に努めます。

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に関する市町村職員研修等の実施
(多様性社会推進課)
- 男女共同参画に関する広報・啓発(再掲)
(多様性社会推進課)

施策2 避難所における男女共同参画の促進

避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運営の手引き」や、国の取組指針を活用し、市町村における避難所運営マニュアルの作成を働きかけます。また、災害時に、DV・性被害防止ポスターの掲示や男女共同参画に関するチェックシートの活用などにより、市町村が男女共同参画の視点を生かした避難所運営が行えるよう支援します。

- 避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた市町村の取組の支援
(多様性社会推進課)
- 男女共同参画の視点に立った防災講座の開催
(多様性社会推進課)
- 市町村における避難所運営マニュアルの作成促進
(危機管理政策課)

施策3 女性用品や乳幼児品等の備蓄

「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に基づき、女性や乳幼児に必要な物資をあらかじめ備蓄します。また、流通事業者等と協定を締結するなど、災害発生後に速やかに調達できる体制を整備します。

- 女性用品や乳幼児品等の備蓄
(防災対策課)

施策4 災害時におけるDV・性被害等の相談事業

災害時において、避難所等における性犯罪や性暴力被害者等の相談を実施します。
また、災害時における女性や男性が抱える悩みに対応するための相談を実施します。

- 性犯罪・性被害相談 (くらし安全推進課)
- 女性相談・男性相談 (再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向4

高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援

誰もが安心して暮らせる環境を整備するためには、高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなど、様々な違いを持つ方が抱えるジェンダーに基づく社会生活上の困難な問題を理解し、支援していく必要があります。

そのため、様々な違いを持つ方に関する理解促進を図るとともに、相談体制の整備等を通じた支援に取り組みます。

施策1 高齢者が抱える困難な問題の理解の促進・支援

市町村や地域包括支援センター職員等に対し、広く虐待防止の理解を深める研修会等を実施するほか、高齢者の悩み事等に対する相談を実施します。

また、一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦のみの世帯等が、孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守りなどの支え合い活動の普及・啓発を行います。

- 多様性の尊重に関する普及啓発事業 (多様性社会推進課)
- 高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)
- 高齢者相談の実施 (高齢者福祉課)
- 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)の実施 (高齢者福祉課)
- 心のバリアフリー推進事業 (再掲) (健康福祉政策課)

施策2 障害のある人が抱える困難な問題の理解の促進・支援

市町村や障害者福祉施設に従事する方等を対象とした研修会等を開催し、障害者虐待の未然防止や早期発見に努めます。また、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある人の就労と生活の支援を行います。

- 障害者条例に基づく周知啓発活動 (障害者福祉推進課)
- 障害者虐待防止対策の推進 (障害福祉事業課)
- 障害者就業・生活支援センターによる就労・生活支援 (障害福祉事業課、産業人材課)
- 多様性の尊重に関する普及啓発事業 (再掲) (多様性社会推進課)
- 心のバリアフリー推進事業 (再掲) (健康福祉政策課)

施策3 外国人が抱える困難な問題の理解の促進・支援

県内在住の外国人が日本語を身につけることで地域社会に参画できるよう、地域日本語教育を推進するとともに、外国人県民が必要な情報を得られるよう、多言語での情報提供や相談対応を行います。

- 地域日本語教育等の推進 (国際課)
- 外国人県民向けの情報提供 (国際課)
- 多様性の尊重に関する普及啓発事業 (再掲) (多様性社会推進課)
- 心のバリアフリー推進事業(再掲) (健康福祉政策課)

施策4 性的マイノリティが抱える困難な問題の理解の促進・支援

LGBTQ当事者の方やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みを受け付ける相談窓口を設置し、専門家による相談を実施するとともに、性の多様性について理解が進むよう普及啓発を行います。

- LGBTQ相談 (多様性社会推進課)
- 多様性の尊重に関する普及啓発事業 (再掲) (多様性社会推進課)
- 心のバリアフリー推進事業 (再掲) (健康福祉政策課)

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目③ 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、県民一人ひとりが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。さらに、男女が共に、乳幼児・小児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、生涯を通じて直面する健康上の課題について、互いに理解し配慮する必要があります。

女性については、近年、就業等の増加、生涯出生数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長など、様々な要因により健康を脅かす疾病構造が変化しています。

また、妊娠・出産は、女性にとって大きな節目であり、安心・安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたり、切れ目ない支援体制を構築する必要があります。

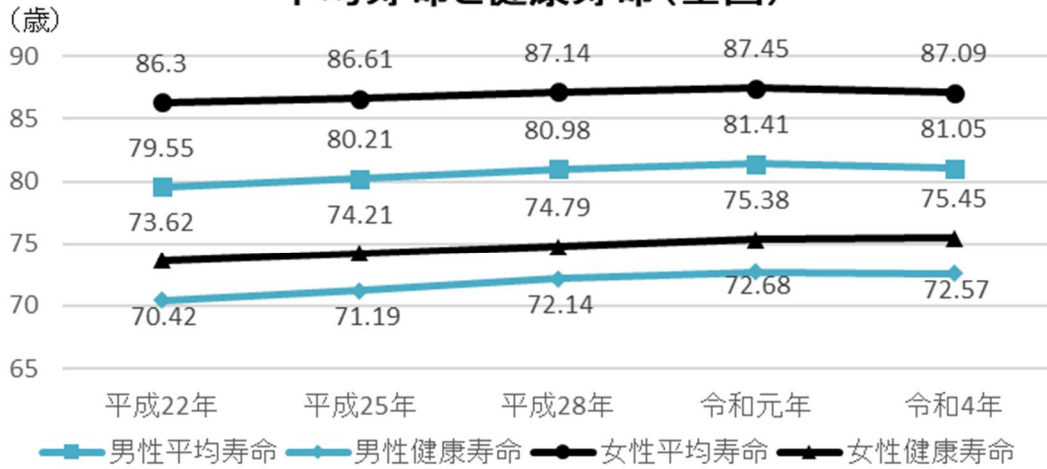
女性特有の健康課題については、先進的な技術を用いて対応する製品やサービス（フェムテック）も生まれてきており、女性のライフステージごとの健康課題の解決に向けて、フェムテックの振興を検討していく必要もあります。

男性についても、健康を害する生活習慣や自殺、引きこもりの割合が女性に比べて多いほか、男性更年期障害の認知度の低さや長時間労働による健康被害といった課題が考えられ、男女が共に双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が求められています。

また、男女の性に関する正しい知識と理解を深めることは重要であり、若い世代に向けて、HIV・エイズ、性感染症等に関する正しい知識を得るための性教育を学校などにおいて、成長段階に応じて実施していくことが必要です。

以上を踏まえ、県民が互いの性を尊重し、それぞれの身体的特徴や性差を十分に理解し合うとともに、生涯を通じた健康づくりを推進できるよう取り組んでいきます。

平均寿命と健康寿命(全国)



出典: 厚生労働省HP

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
23	健康寿命の延伸	男性: 72.96年 女性: 75.89年 (R4)	平均寿命を上回る健康寿命の増加 (R10)
24	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	男性: 21.9 女性: 10.9 (R4~R6)	13.0 (R6~R8)
25	がん検診の受診率	胃がん 女性: 48.2% 男性: 51.6% 肺がん 女性: 50.1% 男性: 54.6% 大腸がん 女性: 44.2% 男性: 48.5% (R4)	胃がん 肺がん 大腸がん 女性: 60.0% 男性: 60.0% (R10)

		乳がん 女性：55.0% 子宮頸がん 女性：47.5% (R4)	乳がん 子宮頸がん 女性：60.0% (R10)
--	--	--	-----------------------------------

施策の基本的な方向 1

生涯を通じた男女の健康支援の推進

日常生活に制限がなく暮らすことができる健康寿命を延伸させることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

そのため、一人ひとりに応じた健康づくりに努めるとともに、自殺対策、がん対策、エイズ対策に努めます。また、思春期のこどもの心と体の健全な育成のために個別相談や適切な性教育を実施します。

施策1 一人ひとりに応じた健康づくり

社会がより多様化していることや、若い世代の取組が将来の健康状態に影響を及ぼすことを踏まえ、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりであるライフコースアプローチの観点を取り入れ、人生の各段階に特有の健康課題に対応するための取組を進めていきます。

また、すべての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送れるよう、幅広い世代の人々が各自の興味・関心にあったスポーツを行える地域に密着したスポーツクラブの設立を推進することにより、成人のスポーツ実施率の向上を目指します。

- 生活習慣病予防支援人材育成事業 (健康づくり支援課)
- 食からはじまる健康づくり事業 (健康づくり支援課)
- 総合型地域スポーツクラブの設立支援 (生涯スポーツ振興課)

施策2 思春期のこどもの心と体の健全な育成

思春期の児童生徒やその家族などを対象として、身体・性・食生活・心の問題等に

関する個別相談や、健康教育を実施し、思春期のこどもの心と体の健全な育成を図ります。

また、養護教諭を対象として、健康相談の知識や技術及び組織的な支援についての研修を行い、その資質の向上を図ることで、より良い保健室経営を目指します。

- 思春期保健相談事業の実施 (子育て支援課)
- 保健室健康相談研修会の開催 ((教)保健体育課)
- 青少年を中心とした講習会の開催 (再掲) (疾病対策課)

施策3 自殺対策の推進

県民一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐとともに、地域の特性に応じた自殺対策を市町村、民間団体等関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

- 自殺対策の推進 (健康づくり支援課)

施策4 総合的ながん対策の推進

がんから県民の生命と健康を守るため、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的・計画的にがん対策を推進します。

- 総合的ながん対策の推進 (健康づくり支援課)

施策5 性感染症やエイズ対策の推進

性感染症やエイズに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、H I V抗体検査の充実を図ります。

- 情報誌の発行 (疾病対策課)
- 青少年を中心とした講習会の開催 (疾病対策課)
- 保健所及び休日街頭検査の実施 (疾病対策課)
- エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載 ((教)保健体育課)
- 性教育研修会の実施 (再掲) ((教)保健体育課)

施策6 学校における発達段階に応じた適切な性教育等の実施

小学生を対象としたエイズ教育用リーフレットを県教育委員会のホームページに公開・掲載し、保健学習の授業等の充実を図るとともに、性教育についての研修会を行い、学校教育における性に関する指導の一層の充実を図ります。

また、性教育研修会（教職員対象）を開催し、性教育への理解を深めます。

- エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載(再掲) ((教)保健体育課)
- 性教育研修会の実施(再掲) ((教)保健体育課)

施策の基本的な方向2

性差を考慮した健康課題等への支援

健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けられる環境が必要です。また、男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことも重要となります。

そのため、男女双方の健康課題に対する理解促進に取り組むとともに、安心して妊娠・出産ができるよう、母子保健体制の充実や周産期医療体制の整備等を推進します。

施策1 母子保健体制の充実

妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくりとして、研修会等を実施し、市町村母子保健従事者等の専門知識や資質の向上を図るとともに、母子保健推進協議会等関係会議において、母子保健に関する健康課題の解決や関係機関の連携強化等に向けた検討を行います。

- 母子保健に関する研修会・講習会等の開催 (子育て支援課)

施策2 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及・相談の充実

県内の大学生を対象に、自分の将来を考えてもらうきっかけとするため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識を提供するセミナーを開催します。

また、予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠・出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールを活用した相談しやすい環境を整えるとともに、安心して出産等が迎えられるよう、適切な支援機関を紹介するなど、相談支援体制の整備を図ります。

- 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業 (子育て支援課)
- ライフステージにおいて妊娠を考える教育 ((教)保健体育課)
- 妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するためのセミナー(再掲) (子育て支援課)

施策3 不妊や不育症に関する支援体制の充実

こどもを希望する方に、妊娠や出産についての知識の普及啓発などを行うとともに、不妊症の可能性に悩む方が少しでも早く検査や治療を受けられるよう、不妊症に係る検査費用を助成します。

- 不妊・不育専門相談センターにおける相談等による支援の充実 (子育て支援課)

施策4 周産期医療体制の充実

妊婦が安心して分娩できる医療体制を整備するため、ハイリスク妊婦の母体搬送体制及び低出生体重児などへの診療体制の充実を図ります。

- 母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実 (医療整備課)
- 周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 (医療整備課)
- 千葉県周産期医療審議会における検討 (医療整備課)

施策5 性差を考慮した健康課題への支援

性別によって健康課題の内容や課題を抱えやすい時期は異なるという点を踏まえながら、それぞれの特性に応じた支援を進めていきます。

- AED・心肺蘇生法の普及啓発等事業 (医療整備課)
- 総合的ながん対策の推進 (再掲) (健康づくり支援課)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進

現状と課題

男女共同参画社会基本法が制定されてから26年が経過しましたが、令和6年度県民意識調査において、社会全体での男女の平等意識に関し「男性優遇」と感じる人の割合が依然として約7割を占めているなど、男女共同参画社会が実現されたとは言い難い状況にあります。

男女共同参画社会の実現が進まない背景としては、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や、性別に基づく無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることが挙げられます。このような意識や固定観念等は、家事・子育て・介護負担の女性への偏りや、男性の過重労働など心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらします。

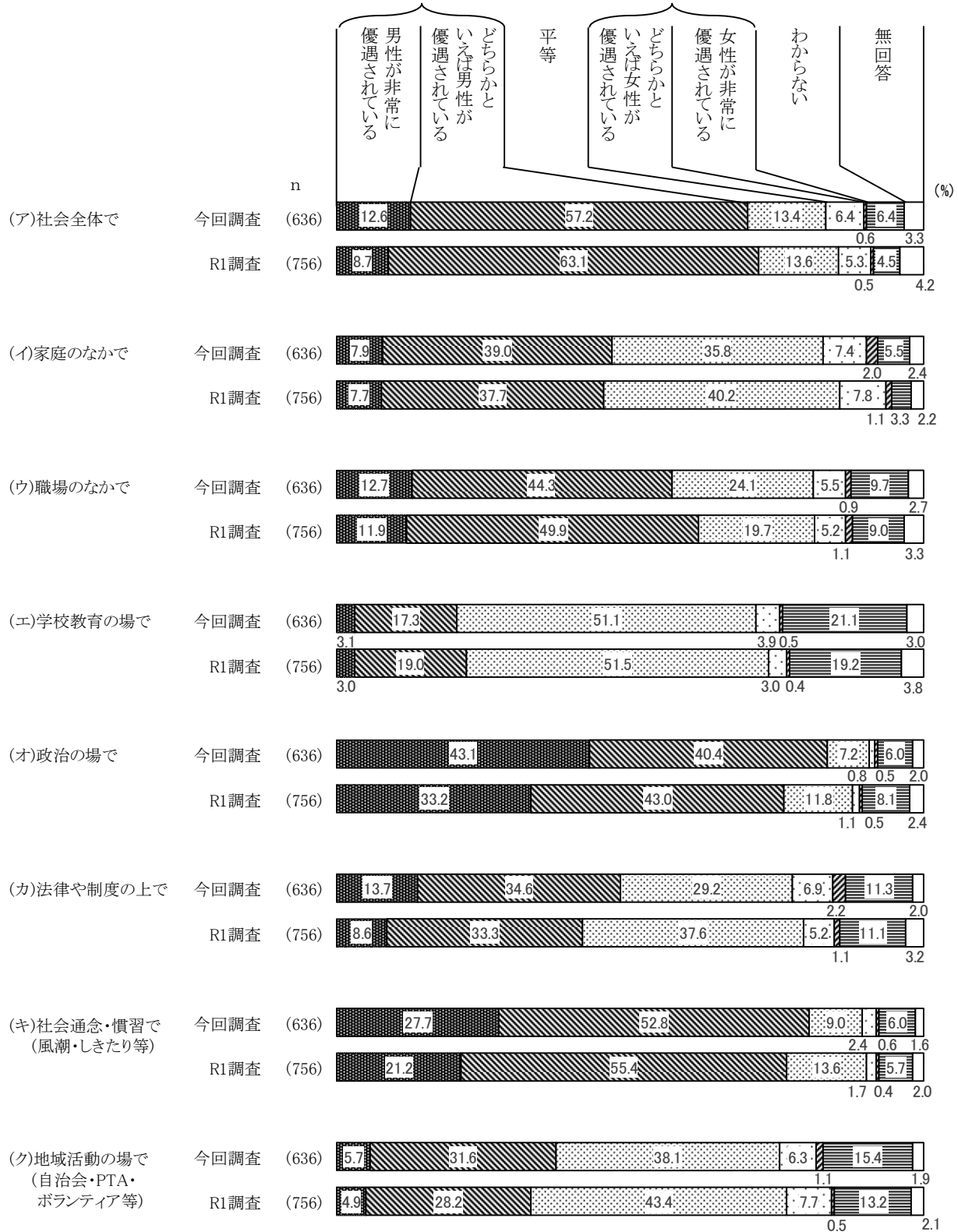
また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれてきたものですが、男女共同参画の視点から見ると、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、固定的な性別役割分担意識などを反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女で不平等な取扱いが行われたりする場合があります。

このような意識は、時代とともに変わりつつあるものの、幼少のころから長年にわたり形成されてきたものであるため、誰しもが持っているものであり、未だ根強く残っていることから、これを解消することが、男女共同参画の推進に係るすべての取組の基盤となると考えられます。

以上を踏まえ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するため、啓発活動や情報提供を通じた自発的な理解によって、県民等の意識変革を図ります。

男女の平等意識（千葉県）

『男性が優遇されている(計)』 『女性が優遇されている(計)』



出典：県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
26	現在の家事等の役割分担（夫婦とも同じくらい行うと回答した人の割合）	食事：22.1% 掃除・洗濯：24.0% 子どもの世話：19.4% (R6)	食事：50.0% 掃除・洗濯：50.0% 子どもの世話：42.0% (R11)
27	男女の役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対と回答した人の割合）	男性：39.9% 女性：54.5% (R6)	男性：58.4% 女性：68.4% (R11)

施策の基本的な方向 1

固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発

県民の固定的性別役割分担意識等を解消することは、男女共同参画社会の実現に向けた大きな課題です。

そのため、全ての県民に対し、男女共同参画へのさらなる理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、県民等の意識変革に向けて積極的に働きかけます。

施策 1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

全ての県民の男女共同参画に関する理解が深まるように、多様性社会推進課及び男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。また、女性の就労、起業を支援する各種講座等を関係機関等と連携して行います。

- 男女共同参画センターにおける啓発イベントの開催 (多様性社会推進課)
- 男女共同参画に関する広報・啓発 (多様性社会推進課)
- 男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 (多様性社会推進課)
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の推進(再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向 2

男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する課題や最新の情報を的確に把握するとともに、当該情報を県民等へ共有していく必要があります。

そのため、県民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を調査・研究するとともに、男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

施策1 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する県民意識の現状や課題を把握し、施策に反映させるために、意識調査を実施します。また、多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行います。

- 男女共同参画関連情報の収集・整理、提供 (多様性社会推進課)
- 千葉県男女共同参画白書の発行 (多様性社会推進課)
- 県民意識調査等による県民意識の実態把握 (多様性社会推進課)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目② こども・若者に向けた意識啓発

現状と課題

男女共同参画の理念を正しく広めていくための基礎となるのは、教育や学習であり、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが幼少期からの環境等により形成されるという点からみても、男女共同参画に関する教育や学習はとても重要です。

令和6年度県民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合は51.1%となっており、家庭や職場などの場面に比べると男女の平等意識は高い水準となっていますが、文部科学省の「令和6年度学校基本調査」における「大学（学部）の学生に占める女性の割合」では、理学・工学分野に所属する女性が低くなっている一方で、看護や家政といった分野では男性の割合が低くなっているなど、こども・若者においても性別による固定的な役割分担が表れる結果となっています。

男女共同参画社会を形成するための取組の実効性を高めるためには、将来を担うこども・若者に固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組が必要であり、一人ひとりが思いやりと自立の意識を育めるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要となります。

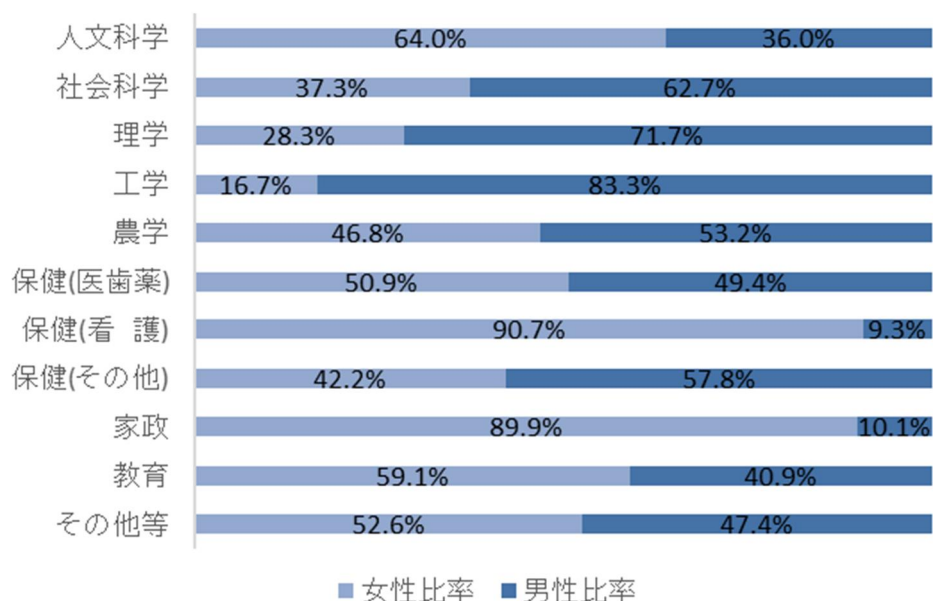
そのため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。

また、校長をはじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、研修等の取組を推進することも必要です。

社会教育においては、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供や、家庭教育の支援、家庭・地域生活における男女共同参画への理解を深めていくことが重要です。

以上を踏まえ、こども・若者が固定的な性別役割分担意識などにとらわれず、多様な選択を可能とし、自分らしく生きられるよう、意識啓発に取り組んでいきます。

大学(学部)の学生に占める女性の割合(全国)



出典: 文部科学省「令和6年度学校基本調査」を基に作成

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
28	学校教育の場における男女共同参画の推進 (仮) (推進されたと回答した人の割合)	—	男性: 60.0% 女性: 50.0% (R11)

施策の基本的な方向 1

学校教育・社会教育等における啓発

こども・若者が自らの可能性を狭めてしまわないようにするためには、その基礎となる学校等における教育において、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)を植え付けないことが重要です。

そのため、学校教育において男女共同参画の理念を推進するとともに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、社会教育・家庭教育においても男女共同参画についての理解の促進を図ります。

施策1 学校における男女共同参画や人権教育の推進

学校教育の場においては、学習指導要領等に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。

また、人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童、生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するとともに、学校人権教育に関する協議・研修・調査・研究を通して、学校人権教育の推進・充実を図ります。

- 心のバリアフリー推進事業 (健康福祉政策課)
- 県民への家庭教育支援 ((教)生涯学習課)
- 教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施 ((教)学習指導課)
- 学校人権教育研究協議会 ((教)児童生徒安全課)
- 学校人権教育指導資料の作成 ((教)児童生徒安全課)
- 性教育研修会の実施 ((教)保健体育課)

施策2 教育相談の充実

子どもと親のサポートセンターにおいて、学校生活に関することや心や身体のこと、その他進路や適性に関することなど、個々の状況に応じて教育相談を実施するとともに、公立学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。

- 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 ((教)児童生徒安全課)
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣 ((教)児童生徒安全課)

施策3 幼児教育の理解・発展推進

保育の質の向上を図るため、保育所等における遊びを通じて、こどもたちの数量や図形への関心・感覚の育成につながるような視点を取り入れた活動の実践に向け、専門的な知見を有する保育アドバイザーを派遣し、科学的な見方や考え方を育む保育の定着を図ります。また、幼児教育に係る指導・研修体制のさらなる強化を図るとともに、幼児期からの自然に触れる活動(自然科学の学習)の推進及び保育所

における教育面の充実、幼保小のカリキュラム接続の推進に係る関係部局との連携を一層図っていきます。

- 保育アドバイザー派遣事業 (子育て支援課)
- 幼児教育推進事業 ((教)学習指導課)

施策4 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

市町村の家庭教育支援関係者等に対して、男女共同参画の推進に関する研修・講座を実施します。また、子育て中の親に対し、家庭の教育力の向上を図るための情報提供や研修講座の開催などを実施します。

- 男女共同参画に関する広報・啓発 (再掲) (多様性社会推進課)
- 家庭教育支援に関する研修講座の開催 (再掲) ((教)生涯学習課)

施策の基本的な方向2

多様な選択を可能とする学習の推進

理系は男性に向いているなどの意識や固定観念にとらわれず、男女が共に自らのやりたいことを選択できることが重要です。

そのため、高校生が自己の個性を理解し、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

施策1 キャリア教育の充実

社会や地域の実情を踏まえるとともに、高校生の多様なニーズに対応した様々な教育活動が展開できるよう、魅力ある学校づくりを推進します。

また、高校生が、職業に関する知識・技能を身に付け、自己の個性を理解し、望ましい職業観、勤労観、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、企業の現場などで学習内容や進路などに関係した就業体験を実施します。

さらに、SSH (スーパーサイエンスハイスクール) 指定校を拠点として地域の理科教育を推進し、指定校のネットワークを生かして科学的な探究活動を普及することにより、国際的な科学技術系人材の育成を目指します。

- 高校生等防災教育基礎講座 (危機管理政策課)
- 高校生インターンシップの推進 ((教)教育政策課)

- 教育用コンピュータ整備の推進 ((教)学習指導課)
- 教育情報ネットワーク事業の推進 ((教)学習指導課)
- 高等学校進路指導研究協議会の開催 ((教)学習指導課)
- スーパーサイエンスハイスクール事業の実施 ((教)学習指導課)
- 魅力ある外部講師によるSTEAM教育の推進 ((教)学習指導課)

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

施策項目③ 推進体制の整備・強化

現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、本計画に定めた内容を効果的に実施していくことが重要であり、また、地域における男女共同参画を推進するに当たっては、地方公共団体だけではなく、県民や民間団体等、多様な主体と連携して取り組んでいく必要があります。

本県では、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「千葉県男女共同参画推進本部」及びその下部組織である「同本部幹事会」の活用を図り、全庁的な取組を推進してきました。

取組の内容については、施策の実施状況や指標の達成度を毎年度把握・評価するとともに、外部組織である「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求め、施策の企画及び推進へ反映させています。

また、外部団体との連携としては、平成19年に職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の民間団体による自主的な取組を推進することを目的とした、「千葉県男女共同参画推進連携会議」を設置しており、産学官で連携・協働しながら、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

男女共同参画に関する新たな動きとして、国では、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、「独立行政法人男女共同参画機構」を令和8年4月に設立する予定であり、地方公共団体においては、男女共同参画の推進拠点である「男女共同参画センター」が「男女共同参画社会基本法」において法的に位置付けられるとともに、連携及び協働の促進や人材の確保等に努めることとされました。また、令和8年1月には、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」が公表され、男女共同参画センターの求められる役割等が示されたところであり、ガイドラインを参考に男女共同参画センターの機能強化を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、県全体で推進体制を整備・強化しながら取り組んでいきます。

評価指標

No.	指標名	現状値	目標値
29	男女共同参画センターの設置市町村数	11 市町村 (R7)	14 市町村 (R12)

施策の基本的な方向 1

男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画に関する地域の実情やニーズを踏まえた取組を効果的に進めていくため、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターの機能を強化していきます。また、独立行政法人男女共同参画機構や市町村男女共同参画センター等との連携を強化します。

施策 1 男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「千葉県男女共同参画センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、機能の充実・強化を図ります。また、市町村男女共同参画センター等との連携を強化するとともに、未設置市町村に対して積極的な情報提供を行います。

- 男女共同参画センターの機能強化 (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向 2

多様な主体との連携

男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に合わせて、市町村や民間団体等、多様な主体と連携することが重要となります。

そのため、市町村や民間団体等と連携・協働しながら、男女共同参画の理解について働きかけていきます。

施策 1 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

市町村や民間団体等と連携・協働しながら、あらゆる分野において男女共同参画の一層の機運の醸成と理解の促進を図ります。また、地域において県・市町村・地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の

推進を図ります。さらに、女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、女性活躍推進法に基づく協議会として設置された女性活躍推進特別部会等を通じて、女性活躍等に関する情報共有に努めるとともに、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を目的として、シンポジウムや異業種交流会等を実施します。

- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の推進 (多様性社会推進課)
- 大学・企業との連携による専門講座 (多様性社会推進課)
- 地域団体、産業団体等との連携による専門講座 (多様性社会推進課)
- 市町村における推進体制づくりへの支援 (多様性社会推進課)
- 市町村における男女共同参画計画策定の支援 (多様性社会推進課)
- 国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換 (多様性社会推進課)
- 千葉県男女共同参画推進連携会議と連携した普及啓発活動(再掲) (多様性社会推進課)

施策の基本的な方向3

計画の適正な進行管理

第6次千葉県男女共同参画計画を適正に進めるため、千葉県男女共同参画推進本部や千葉県男女共同参画推進懇話会などの場を活用し、各施策を推進します。

施策1 男女共同参画苦情処理委員制度の運用

男女共同参画に関する県の施策についての苦情等を公正・中立な立場で調査し、被害を被っている人の不利益を解消するとともに、県民の声を施策運営に的確に反映します。

- 男女共同参画苦情処理委員制度の運用 (多様性社会推進課)

施策2 計画の適正な進行管理

庁内における男女共同参画推進のための組織である「千葉県男女共同参画推進本部」及びその下部組織である「同本部幹事会」を活用し、部局横断的な情報共有や全庁的な各取組を推進します。

また、外部組織である「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進について、専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求め、施策の企画や推進へ反映させるとともに、毎年度、本計画に

記載する事業に関する自己評価及び外部評価を行い、県民に推進状況や評価結果を公表します。

- 千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催 (多様性社会推進課)
- 千葉県男女共同参画推進懇話会・計画評価専門部会の開催 (多様性社会推進課)